令和８年第２回定例会会議録（第４号）

令和８年６月１６日

○出席議員（２５名）

１番	塩手悠太	２番	石田強
３番	中村悟	４番	森裕二
５番	谷口和美	６番	重松康宏
７番	小野佳子	８番	日名子敦子
９番	美馬恭子	１０番	阿部真一
１１番	安部一郎	１２番	小野正明
１３番	森大輔	１４番	三重忠昭
１５番	森山義治	１６番	穴井宏二
１７番	加藤信康	１８番	吉冨英三郎
１９番	松川章三	２０番	市原隆生
２１番	黒木愛一郎	２２番	松川峰生
２３番	野口哲男	２４番	山本一成
２５番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	大野高之
市民福祉部長	阿南剛	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	河野幸夫	建設部長	山田栄治
市長公室長	山内弘美	防災局長	日置伸夫
教育部長	佐保博士	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	総務部参事兼市民税課長	牛島照美
企画戦略部次長	佐藤浩司	財政課長	河野文彦

観光・産業部参事 兼温泉課長	樋田英彦	観光課長	牧　宏爾
産業政策課参事	小野茂行	高齢者福祉課長	末房日出子
子育て支援課長	岩男涼子	保険年金課長	岡﨑章子
公園緑地課長	久保田仁	市長公室参事兼新湯治・ ウエルネス推進室長	和田健二
防災局次長 兼防災危機管理課長	中西郁夫	教育部次長 兼教育政策課長	森本悦子
学校教育課長	田中修	学校教育課参事	藤原良浩
水道整備課参事	本田善之	公営事業局副局長	大町史

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	次長兼議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	尾﨑美由紀	補佐兼議事係長	八戸緑
主査	平石健太郎	主任	定宗隆一郎
主任	今留蓮	主事	中島新

○議事日程表（第４号）

令和８年６月１６日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１（議事日程に同じ）

午前10時00分　開会

○議長（小野正明）　ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第４号により行います。

日程第１により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○10番（阿部真一）　自民新政会の阿部真一でございます。一般質問、早速行わせていただきます。

まず初めに、観光行政ということでお聞きしたいと思います。

今回、観光と別府市の財源の根幹になりますたばこ税、そして入湯税、そして今県、別府市でも議論をしております宿泊税について、観光の動態から、そして別府市の地域性を鑑みたときにどのような税の推移になり、今後市民サービスにおいて大切な財源の一つになるかということを観点に置いて、まず質疑をさせていただきます。

まず初めに、直近３年間の、コロナ禍以降の別府市の観光客の推移がどのようになっているのか、観光課のほうからお答えください。

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

最新の観光客数は、令和６年の別府市観光動態調査の数値となります。過去３年間の総観光客数は令和４年が537万9,303人、令和５年が680万812人、令和６年が707万6,489人となっており、コロナ禍以降順調に伸びを見せております。

○10番（阿部真一）　コロナ禍がありまして、本別府市も観光地として大きな打撃を受け、そしてそれが顕著に表れたのは地方財政の根幹である市税の部分であるということが、この観光客の動態の推移を見ても、財政当局も分かっていることであると思います。

この観光客の推移は、先ほど答弁ありましたように令和４年から３年間右肩上がりで伸びていっております。これ大変喜ばしいことで、今後も多くのアクティビティーや観光施策を行政、民間、業界を共にして機運が盛り上がっていくことを私も個人的には感じております。

そこで、この観光客がどのような形で別府市の財源に影響を及ぼしているのか、もう分かりやすく言うと、先ほど言ったたばこ税と入湯税でございます。現行このたばこ税が健康増進、そしてまた分煙の流れもあって、多く喫煙、愛煙家の方が禁煙される方が多く、喫煙者数は全国的にもこの大分県、別府市を見ても減少傾向であるのは間違いございません。その中で財源としては横ばい、微弱でございます。財源の在り方、今後単価、そして税の内訳が国の指導によって変わっていくわけでございますが、まずたばこ税と入湯税の過去の税収入が別府市としてどのようになっているのか、お答えください。

○総務部参事兼市民税課長（牛島照美）　お答えいたします。

令和４年度から令和６年度までの決算額の推移ですが、たばこ税は、令和４年度が８億7,713万8,000円、令和５年度が８億7,320万9,000円、令和６年度が８億5,217万9,000円と年々減少しており、令和７年度も前年度を下回る見込みです。

入湯税は、令和４年度が４億2,691万6,000円、令和５年度が５億3,531万2,000円、令和６年度が５億5,320万円と年々増加しており、令和７年度も前年度を上回る見込みです。

○10番（阿部真一）　今答弁ありましたように、たばこ税は若干の微減でございます。入湯税は先ほど観光動態調査の御答弁があったように、順調に税収の増加が見込まれているということでございます。

それではこのたばこ税、どうやって税収の財源の確定を当局が予想しているのか、予算書、決算書を通じて私なりにちょっと考察をしてみました。予算書において、たばこの売上げ本数見込み、これ予算書に書いております。令和４年度が１億2,000万本、令和５年

度が１億2,800万本、令和６年度が１億3,300万本、令和７年度が１億3,900万本ということで、当局がたばこの製造元、たばこの卸元にヒアリングをして、来年度の実績がどのようになるのか勘案して、市民税課が積算をして、財政当局に９月、10月の当局の打合せのときに来年度予算の積算をするわけでございますが、市税においても、多くの財源のウエートを占めているわけでございますが、市民にするとおよそ、私の本数、税の収入から見たときに、恐らく別府市内で１万6,000人から１万8,000人弱の方が喫煙をされている方である、納税者であるというふうに考えられます。

そうなると、観光客は増加している。今後のたばこの税収入、そしてまた、入湯税に今後どう影響していくのか、財政の観点からも当局がどのように考えているのか、市税の多くの割合を占める部分でございますので、今後の推移に対しての予測の範囲でも結構ですので、御見解をお聞かせください。

○総務部参事兼市民税課長（牛島照美）　お答えいたします。

入湯税については、観光客数の増加に伴い増加しております。

たばこ税については、観光客が別府市内の小売店でたばこを購入した場合、別府市の税収となりますので、多少の影響はあると思いますが、観光客数の増加がどの程度たばこ税の増収に影響を与えているかは把握しておりません。

○10番（阿部真一）　今、観光客数がたばこ税にどのように影響されているのか、まだ当局としては把握していないということでありましたが、あくまで私の個人的な見解で申しますと、たばこ税というのは、地方のたばこ、コンビニエンスストア等であったり、たばこを買うところの所在地で税収がなされるわけでございます。１本当たり国に6.8円、これ地方、別府に勘案するとでございますが6.5円、都道府県、県のほうに１円、たばこ特別税、昔遡って、国鉄が民営化するときに国鉄の負債の分を国が代替することで0.8円、そして消費税が2.6円ということで、たばこ１本当たりに多くの税がかけられております。

その中で、税収入が別府市に入ってくるわけでございますが、やはり観光地として、たばこの販売が税収に与える影響というのは私自身多いと感じております。私も県外の視察等に出かけるときは、たばこを１日１箱吸うと仮定したときに、２泊３日であれば３箱ほど別府で購入して、県外の視察等に出向きます。これは恐らく、愛煙家の方は皆さんそうであると思いますが、これはね、実際の販売する地元、自分が生活する地元で税収を落とすということが、愛煙家の中では結構定着してるセオリーでございます。たばこ吸われる方、執行部の方も何人かいられると思いますが、同じ考え、気持ちであると思います。

これは観光地にとっては、やはり使途が限定されない一般財源として別府市の財政に組み込まれるわけでございますが、多くのインフラ整備、観光事業、公的な喫煙所の整備など幅広く活用されていることは、周知の事実でございます。

では、別府市が今たばこ税に限定すると、観光地としてどのような推移になっているのかちょっと把握をしていないということがありましたが、今後一回、担当課のほうと財政課、企画戦略部のほうでも、一応たばこ部の、たばこ部じゃない、たばこの財源に関しても今後どういったふうな流れになるのか、どういうふうな影響を与えていくのかというのは、国が税率を決めていくわけでございますが、一度考察をしてほしいと思います。

それでは、たばこ税は使途が指定されてない財源の一つでございますが、今後入湯税とたばこ税、別府市の中で事業としてどういった使途、実績を使う予定があるのか、分かる範囲で結構ですので御答弁ください。

○総務部参事兼市民税課長（牛島照美）　お答えいたします。

入湯税は目的税でございますので、これまでもこれからも使途としては同じような形になると思うんですけれども、その使途というのが環境衛生施設の整備、公泉源の保護管理施設の整備、消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興に要する費用に

充てることとされております。

なお、入湯税の超過課税分は、観光振興関連事業に充てております。

たばこ税につきましては一般財源ではありますけれども、総務省より、望まない受動喫煙対策の推進や地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、分煙施設の整備を地方たばこ税の活用を含め、積極的に進めていくよう通知が出されていることを踏まえ、本年度、別府駅前に喫煙所を設置することとしております。

○10番（阿部真一）　今後加熱式のたばこ、そして紙たばこもそうなんですが、税制が変わってまいります。今後、国のほうでも議論がなされました、防衛費等の部分にたばこ税を充てていくということで、2026年４月、10月において加熱式たばこ、個別の商品名はちょっとあえて伏せますが、火が出ない、機械でボタン押して吸うたばこでございますが、これが加熱式のたばこが税率が引き上げられます。今は紙たばこのほうが若干税が高い状態でありますが、この加熱式のたばこも紙たばこ同様の税率になると。そして、2027年から29年において、加熱式も葉たばこも、全たばこの製品を対象に毎年１本あたり0.5円、１箱当たり10円ずつ、３年間で1.5円の段階的な増税が予定をされております。健康増進を推進する目的で禁煙の流れというのは全国的にもありますし、増税が行われるときによく愛煙家の中で話に出るのは、なかなかたばこの増税に当たって、議論がマスコミ等でもあまり出てこない、気づいたらコンビニで買物したときに上がっているというような状態がございます。でもこの20年ぐらい考えると､200､300円ぐらいのたばこから、この20年で200円近く、たばこの販売金額というのは上がっております。よく、議員幾らになったらやめますかという質問を受けるんですが、これなかなかお答えしにくい部分はあるんですけど、恐らく税が徐々に上がっていく上でも愛煙家の方、今現在から減っていくというのはなかなかなく、税収からすると恐らく、ある程度一定的な地方の財源の大切な一つの税になっている、なっていくことであろうと私は考えております。

そこで、当局はたばこ税の増税に当たって、市の財政がどのような影響を受けるのか、現時点で考えている部分で答弁いただけますか。

○企画戦略部長（安部政信）　お答えいたします。

毎年、総務省の自治税務局からは地方たばこ税の安定的確保、それと分煙施設整備のための予算確保というふうな通知が毎年来ております。分煙施設を整備した地方公共団体では、たばこのポイ捨ての減少や美観効果という、そういった改善効果というのもその通知の中で示されております。

たばこ税は、市税の約８億5,800万円程度、市税の５％程度を占める貴重な一般財源でございます。そういったことから、こういった総務省からの通知等を踏まえて、予算編成で様々な配慮しなければいけない要素がございますが、その一つとして配慮しながら予算編成していきたいというふうに考えております。

○10番（阿部真一）　今年度、駅前のほうにも喫煙スペースの予算が計上されています。やはり、インバウンドの方は特に分煙に対しては厳しいというお声をいただいております。やはり健康の面からすると、特に欧米の方などは、やはり分煙スペースが必ずある観光地を選ばれるというのも、旅行先を決める上での一つのファクターになっていることでございます。

そういった上で、別府市ようやく、一般財源のたばこ税ではございますが、分煙の観光地としての設備、環境整備を今後していくであろう今年度予算ということで、実感をしております。財政当局は先ほど一定的な安定的な財源の一つであるというふうな答弁をしました。これ間違いなく今後もそうなっていきますし、税率が上がっても私個人はたばこをやめることはないと思います。その中でも、やはり観光地として他都市と比べてもある一定の財源、これは大切な財源の一つであります。その中で、やはり健康増進の観点からも、

分煙の整備等は観光課と財政課も併せて考えていってほしいと思います。

そしてもう一つ新しい財源、まだ導入はされておりませんが、宿泊税がございます。私も先日熱海のほうに、姉妹都市提携の60周年記念熱海市公式訪問事業に参加をさせていただきました。いろいろな面で各事業者から、宿泊税に当たる事業の進め方などをお聞きする場面がございました。今後、別府市がこの宿泊税を導入、県と歩調を合わせて進めていくわけでございますが、一つ気になるのが、報道の中で別府市として宿泊税を見送るという単語自体が切り取られておるわけじゃないんですが、一般の方からすると、県の方針とは相反する見解を別府は持っているんじゃないのということを観光事業者、飲食の事業者からお聞きする場面がございました。これは別府市としては県に先立って宿泊税に対しては検討委員会を立ち上げ、いろいろな中で協議をしている面でございますが、別府市としてこの導入を見送るということじゃなく、県が進めていく上で別府市が単独で導入することは現時点ではないということの見解で理解しておりますが、この辺と県の方針と、別府市が先んじて進めていった協議の中での、導入を別府市として見送ることは妥当であるという答申の中の文言、それがちょっと独り歩きして、民間のほうではちょっと相違がございますので、その辺の見解を少し御答弁いただきたいと思います。

○総務部参事兼市民税課長（牛島照美）　お答えいたします。

別府市が令和７年２月に宿泊税の検討を始めた後、同年５月に大分県も大分県観光振興財源検討会議を開催し、観光財源について議論を始めました。その後、県も宿泊税を導入する方向で議論を始め、大分県と別府市がそれぞれ宿泊税の導入について検討を重ねることとなりました。

このような状況の中、別府市が独自に宿泊税を導入することを見送った理由は、まず大分県と別府市がそれぞれ宿泊税を課すことになると、宿泊者への説明が複雑になり、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様に負担をおかけすることになること、また、大分県から配分を受ける形であれば､別府市が導入することに伴う事務的経費等がかからないこと、大分県から市町村への配分額が共通経費等を除いた金額の７割であることが示され、市町村に多くの宿泊税が交付される見込みとなったことなどにより、別府市独自の宿泊税の導入は見送るとの結論に至りました。

○10番（阿部真一）　今、参事のほうから詳しく御答弁がございました。県と歩調をまず合わせると、県の配分する税収が、別府市が積算した税収と恐らく大方イコールであるということで事務的経費、市の職員が直接事業者等に説明する事務費を考えたときに、県と同調して宿泊税に対しては導入していく方向であるというふうな見解であるという答弁でございました。

県のほうの、県に入ってくる宿泊税、各市町村はどういった形で入ってくるか、恐らく副市長が参加してるんですか、市長が参加しているのか、その議論は私たち直接見ることはできませんが、恐らく丁々発止で、あらゆる地方の首長などの政治的判断が、今後宿泊税においては中身ある議論がなされてたのではないかなということを想像しております。

その中で､やはり今後宿泊税が恐らく県の交付金として入ってくるわけでございますが、やはり観光施策の上で、入湯税とは別に大切な財源の一つであります。交付金の使途、そしてまたどのような一般財源化、交付金で入ってくるわけでございますので、どういったふうな使い方というのは今後協議の上でありますが、現時点で別府市が考える使い方、それをお聞かせいただけますか。

○観光・産業部長（大野高之）　お答えいたします。

宿泊税の使途につきましては、大分県の宿泊税案の中で、観光振興に資する施策と示されており、市町村にあっては受入環境の整備と、基礎自治体として地域の実情に即した施策を行うこととされております。

今後、具体的な制度設計を進めている大分県の動向や提示される方針等を確認しながら、別府市の実情に即した活用方法を検討してまいります。

○10番（阿部真一）　先ほどありましたが、県との会合に副市長、出席をされていると思いますが、宿泊税に対しての別府市の見解、部長から答弁ございましたが、大切な今後の財源の一つである出発点でございます。その部分を含めて、副市長の会議の中身の、具体的に言えるところの範囲がありますが、どういった議論が市町村と県の中であったのか、要はどういった形で市のほうに、県から入る別府市の財源が10分の10が一番理想ではございますが、どういった議論があって、市町村と県で協議があったのか。御答弁いただければありがたいと思いますが。

○副市長（阿部万寿夫）　議論がちょっと錯綜しているように思うんですが、検討会議は、配分等については全く議論はしておりません。大分県として、観光の特定財源として何を求めるか、それが宿泊税なり、じゃあどういう宿泊税がいいかという宿泊税の中身について検討したことであって、実は配分等については検討会議の中では議論しておりません。

あと、議員が今、話の中でございました今後の使途については、もともとやっぱり宿泊税については目的税でございますので、総務省と県が、いわゆるこういう方向について使ってくださいという趣旨でございます。それに基づいて、また県としても市町村と、これから宿泊税について、具体的な使途について定めていくということになると思いますので、今後使途については議論が煮詰まってくるものと思っております。

○10番（阿部真一）　配分については、また議論を蒸し返すことはないと思うんですが、事務的に今参事が答弁あったように、恐らく別府市に入ってくる宿泊税の税収が、大分県が試算する税収と恐らく金額的にマッチする、歩み寄る範囲の税収であったから、別府市の単独の宿泊税の導入がしないという方向でなったというふうに、私自身は理解をしておりますが、それに理解間違いないでしょうか。

○副市長（阿部万寿夫）　すみません、言葉が足りませんでした。おっしゃるとおりでございます。

今言われたように、初めに別府市が手を挙げて、後追いで大分県がやっていたと。その中で、配分等についてそれぞれ議論ありませんでしたが、いわゆる歩み寄りといいますか、そういうことが結果としてできたんだろうというふうに思っております。

○10番（阿部真一）　この宿泊税については、また来年度予算等で、またこの議場で議論する場面があろうかと思います。やはり税収の元となる、徴収義務が県であるのか市であるのか、これはもう納税者からすればどちらでも結構なことでございますし、行政側の間でいろんな水面下での協議があろうと思います。そしてまた、県から考えると、別府市がやはり宿泊税、入湯税もそうですが、大きな役割を示しているのはもうどの報道、マスコミの記事を見ても間違いないところでございます。別府市の産業、そして別府市の観光の在り方が、県の宿泊税の在り方に対して影響を及ぼすというのは間違いないことでございますので、今後も副市長、そして市長は県知事と、いろいろ丁々発止で協議をしている場面あろうかと思いますが、やはり別府市の財源の、大切な財源の一つとして、取組を今後強化していただいて、別府市の福祉サービスの向上に資していただきたいというふうに思います。

それでは、次の項目に移らせていただきたいと思います。

福祉行政についてでございます。この部分の質問に関しては令和８年度、本来であれば来年度ですかね、介護報酬の見直しが行われるわけでありますが、先んじて昨年の高市内閣の発足以降、介護従事者、事業者への加配の部分に関して、この事業に関わる方々への賃金の底上げを行う、そういった面を勘案して先んじて法改正が行われたわけでございます。主には深刻な人材不足と、緊急対応として通常の３年サイクルを前倒しした臨時の改

定であるというふうに理解をしております。全体で２％ほどのサービスの価格上昇の改定であるという、そして主な内容は、介護職員等処遇改善の加算の充当、これはケアマネジャー、今まで訪問看護等、訪問関係の事業者にはこの充当がなされなかった部分がございますので、これを早急な手を打つということで、臨時として改定を行っているわけでございます。

それともう一つ、食費の基準額の見直しということで、物価高騰の影響がある事業者への配慮として、この２つが主に争点になったわけでございますが、県が一応恐らく社会福祉法人、こういった介護事業所、看護事業所というのは管轄している部分でございますので、市は窓口として県の業務のサポートをしたり、市内に多くあります、これ観光事業の次に多い、今後はもしかすると介護、医療、こういった事業に従事する方というのは本当に多うございます。その中でやはり別府市が、県が基本的な行政の手続をするわけでございますが、やはり窓口としてなる別府市の高齢者福祉課の役割というのは、非常に重要であります。その観点からも、令和８年度の介護報酬の改定における市内の介護事業者、そして従事者への対応についてどのように行うのか、御答弁いただけますか。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

別府市が指定権者となっている地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護予防日常生活支援総合事業所などの事業者数は 138 事業所、市内のケアマネジャーの人数は別府市介護支援専門員協会の会員数となりますが、2025 年度には 132 人となります。

このように、多くの事業者、ケアマネジャーさんの方たちに対して情報を発信し、処遇改善計画書の提出などを求めています。処遇改善計画書が複雑になっておりますので、事業所の相談に応じて処遇改善加算を望んでいる事業所が支援計画書を提出できるように支援しております。また、処遇改善加算計画に沿って実行されているか、実績を報告書にて確認させていただいております。

○ 10 番（阿部真一）　今、担当課のほうから答弁ありました。これ事業者の事務長とか、そういった方々が恐らく事務手続の作業を各事業所で行うと。介護に携わる方々というのはもう日々の現場の職務に追われていて、恐らく自分の給料、どれだけ上がってくるのか、介護保険の加算に人件費の上乗せ分が来ると、恐らく事務方の申請、事務レベルで行っていく上で、恐らくこの事業者が従事者の方にお支払いする、かさ上げする給与が増額する上で、今答弁あったように、この事務作業の計画書が大変大切な意味合いを持ってくると。事業所がつくる介護職員等の処遇の改善の計画書が、事業所が提出しなければ、そこに従事してる職員等へのかさ上げはなかなか反映しないという、法律の設計上そのようになっていると思います。

また、今回の法改正では今までケアマネジャー、そして訪問看護、訪問リハビリ等に対する加算はなかったわけでございますが、ここに関しては先ほど答弁ありましたケアマネジャー 132 人、大小中、大きな事業所も含めていろんな事業所が今、介護のケアプランをつくってる職務に従事されてる方多いと思います。そういった方々も細かく隅々まで、やはり事業計画が、事業所がしっかり計画をつくって県のほうに報告をしているのか、それをまた市も情報共有をしっかりして事業者ではなく従事者、そこで働く人たちに必ずお給料として加算の部分が反映するような部分というのを、しっかりやはり情報を密にしていただきたいと思います。

現時点で、担当課ともこの部分についてお話ししたら、法改正の中で介護保険の様々なサービスメニューがございます。一個一個全部このサービスが幾らで、幾ら人件費が上がってというふうに換算するのは困難であるというふうに認識しております。総額の金額でしか、恐らくチェックはできないと思います。やはり、事業所に対してのこういった指導、事業者の方、もしかすると個人的な御相談の窓口として高齢者福祉課のほうに相談がある

場面が想定されますので、ここは県の事業として行っているので、例えば県のほうにお聞きくださいとかいう案内ではなく、担当課の別府市としても、しっかりした適正な対応ができるように行っていただきたいと思います。

それでは、国は介護報酬を改定して介護従事者、事業者への支援を行っておりました。別府市も、新規のこういった介護事業に関わろうとする方々に対しては、様々な支援を行っております。これ予算決算特別委員会等でも言った部分でございますが、現状別府市の独自の介護従事者や事業者に対しての支援の在り方についてどういったのが行っているのか、お答えいただけますか。

○高齢者福祉課長（末房日出子） お答えいたします。

別府市におきましても、持続可能な介護保険制度のために、介護職場における給与面の処遇改善、離職防止、業務改善は必要な取組と認識しています。介護人材確保のために、大分県介護福祉士修学資金等貸付事業を活用して、専門知識を学んだ方を対象に、市内の事業所で就労することを条件として、最長５年間、月額１万円を給付する介護人材確保支援金を用意しています。また、業務改善としてＤＸを推進して、介護職員の業務負担が軽減できるように支援しています。

○10番（阿部真一） 今、支援の月々の補助金、交付金の部分の答弁ございました。また、介護事業所に対して独自にＤＸでも推進を行っていて、これも県、国と連動して市が行っているわけでございます。意外と民間のほうは、民間の事業者のほうから、もう営業の一環と言ったら悪いですけど、やはり民間の取組のほうがこういったＤＸ、業務改善等は喫緊の課題。また人員が不足している、人員を確保する上で、やはり介護の職場というのはなかなか人材が確保しづらい、求人出してもなかなか来ない、給料ある程度高くても来ないという事業者も多く聞きます。これというのはやはり、介護に対する職務の難しさと、肉体的な疲労を勘案しての求人の集まりの難しさがあるのではないかなというふうに、いろんな事業者と意見交換をして感じるところでございますが、別府市としては今後民間でのＤＸの推進がどのようになっているのか、これも担当課としては国、県の示す内容だけではなく、民間事業者、こういった介護のＤＸに特化した事業者とも調査研究をして、別府市の介護の事業に係る人たちのサポートアップに努めていただきたいというふうに思います。

最後に、国の政策でございますので、やはりもう何度も言いますが行政の垣根がないような形で、法改正があり大変な部分もあろうかと思いますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に最後の部分、教育行政についてお聞きをします。

質問通告でございますが、今現在ネット、そしてニュース報道等でもいろんな面で学校現場、子どもたちだけではなく成人の我々を含めてＳＮＳを通じた犯罪、こういったトラブルが多いということを実感をしております。その中で、特に子どもたちの学校現場におけるＳＮＳの問題というのは、もう喫緊の課題であると。ただ、喫緊の課題であるんですが、行政側も現場もお子さんを持つ保護者のほうも、問題点の解決策がなかなかなく、問題自体が先走りをして、対応が後手に回るというのがよくある部分でございます。

まず、犯罪って言っていいのか非行になるのか表現の仕方は様々ございますが、別府市内の子どもたち、小中学校における犯罪、非行の現状がどのような形になっているのか、性質上個人の特定につながるおそれがあると思いますので、統計上の数字等で結構ですので、まず教育委員会のほうからお答えいただけますか。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

公表されております大分県警察本部の令和６年少年非行の概況によりますと、別府署管内における検挙補導人数は、14歳以上の犯罪少年が19人、14歳未満の触法少年が２人、

飲酒・喫煙・深夜徘回・家出等を行った不良行為少年が 45 人となっております。

○ 10 番（阿部真一）　補導者数、そしてまた 14 歳未満の触法少年が２名ということで、いろいろな補導に至らなかった注意指導という部分を合わせると 45 人ということで、御答弁ございました。

この実際の数字はあくまで表面上の数字でございますので、恐らく水面下ではもう少し多い可能性もございますし、特に先ほど言いましたＳＮＳ上の問題、こういった犯罪トラブルというのは、行政側が把握する上では大変難しい数字でございます。これで言うと、文部科学省が 2016 年から 2020 年、これインターネットのホームページで抜粋したものでございますが、公立の小中学校、高校、特別支援学校を対象に、いじめや不登校に関する調査を行っていると。その中で、原因としてある部分で、パソコンや携帯を使ったＳＮＳを通じた、こういった事案の件数というのは年々増加傾向であるというふうな報告書が文部科学省のホームページに載っております。推移で言いますと 2019 年が１万 7,924 件、2020 年が１万 8,870 件ということで、恐らくこれ以上のトラブルが学校現場、そしてまた子どもたちの間のトラブル、家庭の中では存在しているというふうに感じておるところでございます。

このネット上の犯罪から子どもたちを守る部分で、やはり学校現場での取組、そして家庭教育の中の取組、これが大変重要であると思います。もう極論言うと、私個人的には家庭教育が一番このネットの問題、トラブルにおいては、発生する事案は恐らく学校で発生することが多いとは思いますが、問題の根幹にあるのは家庭の中でのお子さんと親御さんの関係、そしてまたその地域での課題ということに準ずるんではないかなというふうに個人的には考えております。

その点を踏まえて、市教育委員会に行政としてお聞きをしたいと思いますが、ネット犯罪の別府市の小中学生の現状、これも特定、そして２次被害の部分を含めて、個人につながる部分がございますが、公表できる範囲で、教育委員会が把握している範囲で構いませんので御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

先ほど答弁いたしました大分県警察本部の概況によりますと、県内における子どもの福祉や健全な育成を害する福祉犯の検挙件数は８件、被害少年は９人となっております。本市におきましても、犯罪には当たりませんが、児童間におけるネット上のコミュニケーションを原因とした人間関係のトラブルなど、学校から報告が上がっている事例はございます。

○ 10 番（阿部真一）　学校現場におけるＳＮＳの問題は、ネットのいじめの深刻化、そして性被害、ＳＮＳの依存症、個人情報の漏えい等多岐にわたる部分でございます。先に言いましたが、やはり家庭教育が大切であるという個人的な考えと、行政当局として行っていく子どもたちをＳＮＳ上のデメリットの部分である犯罪から守っていく部分というのは、行政当局である以上もう避けては通れない部分であると思います。

そこを踏まえた上で、現在文部科学省が推進しています情報モラル教育、これは学校現場でデジタル社会が適正かつ安全に活動するために、考え方とこういった運用、そしてこういったものの反面のデメリット・メリットを育む教育の一環でございます。ネットトラブルの防止としての倫理観・公共性・法令を考えてでも、教育現場のほうで文部科学省が進めている部分でございますが、学校現場で行われている、別府市内の小中学校で行われている情報モラル教育というのは、私も勉強不足かもしれませんが、あまりまだ目にすることもないし耳にすることもございません。現状、別府市内の小中学校で行っている情報モラル教育、どのような形で行っているのか、教育委員会、御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

市教育委員会では、児童生徒に対して禁止事項を教えるだけでなく、自分で考え、判断

する力を育むデジタル・シティズンシップ教育を重視しております。各学校では、文部科学省の情報モラル学習サイトや、県教育委員会の出前授業等も活用しながら、発達段階に応じて活用スキル、情報モラル、安全・トラブル対応等の授業を実施しております。

また、中学校では、技術科におきまして、情報セキュリティーや情報モラルの学習が行われております。

○10番（阿部真一）　今答弁ありましたように、現場レベルでは恐らく担当の教員が紙ベースなどで配布して、家に帰って御家庭で一緒に読んでくださいとか、授業の中で簡単に触れるだけだと思います。その背景は、進め方が難しいというのはすごく理解できます。これの一環として、やはりＳＮＳの問題点を、子どもは知らず知らず加害者側に回っていくことが多うございます。その上で、やはり子どもたちにどのようなデメリットがあり危険性があるのか、これは文部科学省、教育委員会だけではなく、社会全体で考えていかなければいけないことでありますし、今までどうやって自分を省みたときに、そういった非行行為、犯罪行為の道徳的なモラルを学んできたと考えると、私個人で言うとやはり家庭の中、地域の中、そしてまた学校の一緒に、ともに学ぶ同級生であり、現状の先輩後輩、そういった人間関係がやはり元に、解決策の元になっていると思います。

こういった社会生活の構造上、やはり子どもたちが今置かれている環境というのは、クラスでも子どもたちのコミュニティー、社会がなかなか見えにくい、家庭に帰ってもやはり地域の中でも子どもたちがどういうふうな生活をしているのか、どういうふうな困り事があるのか把握しにくい。把握しにくくしてる一つの原因は、携帯のネットの依存症であるというふうな報告もございます。そういった中で、このネット上にある、ＳＮＳ上にある問題点を、教職員も同じ認識で子どもの教育に当たっていかないといけないと思いますが、学校現場では今教職員の皆さんが子どもたちに行っている教育の実情は答弁ありました。

それでは、子どもたちにＳＮＳの環境を伝える上で、教職員が県のほうでの教育等を行っているというふうに思いますが、こういったネットトラブルに対しての知識、見識を高める上でどのような研修等を行っているのか、また、県教育委員会等の指導がありましたら御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

教職員に対しましては、ネットトラブル対応等の情報モラル教育を含むデジタル・シティズンシップ教育に関する研修を、全ての教員を対象に年１回実施しております。令和６年度は、子どもたちがデジタルツールをどのように活用するか、また、その危険性等の基礎的な内容について、令和７年度は、授業で子どもたちにデジタルツールとの関わり方をどのように伝えるかといった実践的な内容を研修しております。

また、文部科学省や県教育委員会からの研修資料や動画教材等各学校に随時提供し、それらを活用した校内研修を年３回以上実施するよう指導しております。

○10番（阿部真一）　今、この議場では行政と私、議員とのやり取りで言うと、そのような答弁になると思います。恐らく教員の皆さんも、ほとんどの方がＳＮＳ、デジタルに関する犯罪の知識、そしてまたいろんなコミュニティーがＳＮＳ上にあるということは理解が、経験がなく、子どもたちに教育をしている現状だと思います。私自身も議会の中でも議論するに当たって、答弁の中によく横文字があると、議案でも予算書でもそうなんですが、なかなか議員に対する説明が難しい部分、職員の皆さん、いろんな面で感じることが多いかと思います。

やはりＳＮＳの問題というのは、行政当局だけでは恐らく解決しない、またこういった問題は文部科学省、県の指針に沿ってやるのも大切なんでありますが、市教育委員会としても、こういったデジタルに関するこういった教材は文部科学省の推薦するところあると

思います。ユーチューブ等でも、動画でも危険性を促す動画ができてます。そうではなく、民間とのＳＮＳ上の子どもたちを守る政策というか、方法論を構築してる企業、会社というのも全国には多くございますので、そういった県、国の指針を待たずに、別府市の子どもたち、ＳＮＳ上から守る上で、市教育委員会もＳＮＳのデジタルの速度に合わせるのはちょっと難しいかもしれませんが、でき得るだけ県教育委員会、文部科学省の指針に沿うのではなく、自身、教育委員会、別府の教育委員会として、やはり対策を講じて研さんしていくべきだと思います。

その一つとして、やはり家庭教育の大切さということを冒頭に申し上げましたが、やはり民間の団体、ＰＴＡであり地域の青少年育成協議会であり、今まで過去に見ると、ｉＰａｄなど安定・安全サポートなど、子どもたちを地域の中で守っていこうという多くの取組をしております。これは一定の効果があって、やはり昔を考えるとやはり補導員の先生がいたり、補導の緑の腕章をつけていたりジャンパー着ている方が中学校、高校を考えると、やはりちょっとこちらの子ども時代の考えからしても、ちょっと悪いことをしてはいけないなというふうに思う、子ども心ながらの気持ちが今でも私自身覚えてるわけでございますが、そういった部分がＳＮＳだともう、人間の行動の前にもう携帯の、動かずにその事案が動いてしまう。結果問題になったときには、その間の事案というものの情報収集が行政当局で後手に回る。保護者も後手に回っている面があります。

そういった面で、やはりもう人と人の関わりを大切にしていく上で、まず教育委員会からは言いにくいかもしれませんが、やはり家庭教育の在り方というのをやはりもう一度見直す時期だというふうに思います。それは民間団体、任意団体を通じてでも、教育委員会から投げかけてもいいと思いますし、ＰＴＡなど青少年育成協などの団体から、やはり現状の今のＳＮＳの問題点をしっかり問題共有した上で、別府市の子どもたちをＳＮＳのトラブル等から守っていく方向性を示すべきだと思います。

今、つらつらと多く申しましたが、市教育委員会の独自のＳＮＳに対する今後の進め方、どのように行っていくのか、御答弁いただきたいと思います。

○教育部長（佐保博士）　お答えいたします。

インターネットをめぐる犯罪やトラブルの未然防止には、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ、手を携えていくことが重要であると考えております。市教育委員会といたしましては、民生委員・児童委員、少年警察ボランティア、保護司会、子ども会育成会連合会、ＰＴＡ連合会で構成する、「別府市別府っ子あんしんサポーターの会」で研修会を開催するなど、学校やＰＴＡ、地域の青少年育成、健全育成に関わる関係団体等と連携を図りながら、ネット犯罪の被害者にも加害者にもならないための啓発活動や研修会等の実施に努めていきたいと考えております。

○10番（阿部真一）　部長、答弁いただきましたが、こういった問題は起こらないというのは難しいと思います。その上でやはり啓発、そして被害者・加害者にもならないための周知と啓発活動、研修等が必要であるというふうに部長の答弁、おっしゃったとおりでございます。

やはりその中で、こういった研修会をより多く、学校現場だけではなくて、幅広く市教育委員会としても市民に声をかけても大きく取り組んでもいいんじゃないかなというふうに思います。それは犯罪の一端でありますＳＮＳの中には、子どもたちの社会、昔あるガキ大将じゃないですけど、そういう方がいて、殴られた殴られた、殴られて仕返しに行くみたいな、子どもの中の社会ってのはＳＮＳ上ではほぼ今なく、年齢問わずいろんな方が参加できる環境になっています。その上で、子どもたちが気づいたら大きな事件、事案に巻き込まれている。これは大分の中学校のＳＮＳの報道でもありましたし、高校に行けばもっと大きな事案があります。そうするともう、子どもたちも少年法には守られている範

囲ではございますが、もしかすると刑事罰、刑法に問われるような犯罪に一旦足を踏み入れることになるかと思います。やはりもう啓発、そして研修を促していくしか、現状教育委員会、行政当局もないと思いますが、ぜひそういった取組を県教育委員会、文部科学省待ちではなく、市教育委員会独自の取組として、民間の任意団体がこういうことをやりましょうというわけでもなく、県教育委員会主導でもやっていっていいのではないかなというふうには思いますが、教育長、その辺りどう思いますか。

○教育長（寺岡悌二）　お答えいたします。

　ＳＮＳに関わる課題というのは、大変深刻に受け止めているところでございます。子どもたちの社会というのは、本当に大人の社会がそのまま鏡に子どもの社会に写っているような状況がありまして、そこについては被害者・加害者に決してさせないという啓発と研修をしっかりすべきだと。ましてや教職員がそういうような不祥事になっている状況もございますので、ＳＮＳについては早めに具体的に市として方向性を出さないといけないということで、そこを今検討している状況でございます。ありがとうございました。

○10番（阿部真一）　国のほうも、基本的には地方の教育委員会に任せるみたいな文言もございますので、これはもう国のほうでも指針を出す方向というのは同じような、この議場で答弁したような見解しか出ないと思います。より具体的な実践的な行動に、今後教育委員会は民間の任意団体等、意見交換しながら行っていっていただきたいというふうに強く要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○９番（美馬恭子）　日本共産党の美馬恭子です。

　質問に入ります前に、議長にお願いがあります。今回出しております２項目めの４番については、今回は削除したいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（小野正明）　了承しました。

○９番（美馬恭子）　それでは、質問に入ってまいりたいと思います。

　物価高騰対策についてというところで、春らんまん㊗べっぷ　しあわせエール券についてです。

　今回、50％のプレミアムがつき、１冊が5,000円、今までと比べてもかなり大きいなというふうに思っていました。いろいろ聞くと、知らなかったという方も多くいました。１冊からでも購入できればと考えていましたが、どの程度の方が使用されていたのでしょうか。デジタル商品券に関しては、２次募集まで入っていました。令和５年度にもエール券事業を実施していますが、販売実績及び利用店舗を比較してお答えください。

（議長交代、副議長安部一郎、議長席に着く）

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

　今回のエール券事業では、生活支援と地域経済活性化のため、事業規模を10億円から20億円へ倍増、プレミアム率を30％から50％へ引き上げました。購入人数は全体で３万4,534人から５万669人、約１万6,000人増加しました。

　内訳として、紙の商品券は１万9,928人から２万5,565人に増加し、デジタル商品券は１万4,606人から２万5,104人に増加いたしました。

　取扱加盟店数は、前回同様約1,300店舗を確保することで、利便性と経済波及効果を維持しています。

○９番（美馬恭子）　聞くところによりますと、大型店舗での使用の券が早くなくなってしまった､小型店舗での使用券が残って困るという話を多く聞きます｡このエール券が始まった当初は、コロナ禍後に小売業者に対する支援も含めてという趣旨であったように思っています。それが、今回は大型店での購入はかなり利用者の方も順調に進んだようですけれども、小売業者のほうの店舗での使用がなかなか伸びていないという話も聞きます。店舗数は変わりないとのことですけれども、どれほどの小売業者で使われたのかを調べるには

なかなか難しいようですが、物価高騰対策として使用する側にとっても、店舗側にとってもどれほどの効果があったのか、今後検証していく必要があるのではないかと感じています。

この中で、店舗側における決済端末等の導入、換金費用の負担、換金制限の有無について教えていただきたいと思います。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

事業者による費用負担につきまして、電子エール券の導入に伴う初期費用や手数料などは一切発生していません。

換金体制につきましては、紙・電子ともおおむね週１回の頻度で振込を実施しています。また、換金限度額も設けておらず、中小事業者の資金繰りに影響が出ないよう対応しています。

○９番（美馬恭子）　それでは、今回の周知徹底の取組についてはどのようになっていましたか。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

全ての対象世帯へ確実にお届けするため、各家庭へのチラシを全戸配布を軸に広報を行いました。加えて市報、地元紙、市の特設ホームページ、公式ＬＩＮＥなどを活用し、きめ細かな周知に努めました。

○９番（美馬恭子）　今回は50％というプレミアがついたこともあり、また一度に多くの数をというのではなくて、循環して配布していくという配布の仕方も考慮し、１人の方が多くの冊数を一度に購入できないというような配慮もあったようですので、まあ回っていったのかなというふうには考えています。

しかし、２次募集をかけたということを考えれば、やはり広報の仕方をもう少し考える必要があったのではないかというふうにも思いました。全ての方に行き渡るようになるには、以前聞きましたところ６冊が限度で、あとは全員に行き渡るようになるという話でしたけれども、これに関してもなかなか冊数は増えていますけれども、知らなかった人がいたということを聞いてまいりますと、今後周知の仕方、もう少し考えていただければなというふうにも思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、次に入りたいと思います。

物価高騰による影響を強く受けている低所得者層、非課税世帯などですが、エール券を実際に購入できているのかなという懸念が大変あります。低所得者世帯に対する給付についてはどのようになっているか、教えてください。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

物価高騰の影響を強く受ける市民の皆さんに対しては、令和５年度から７年度にかけ、国の支援による給付金事業を実施してきました。今回のエール券事業では、無理なく購入・利用できるよう、最低購入額を１冊5,000円と少額に設定し、券の単価を5,000円としました。経済活性化を主眼としつつ、福祉的視点からも利用しやすいよう工夫しています。

申し訳ありません、券の単価ですが、5,000円ではなくて500円といたしました。

○９番（美馬恭子）　本当に、１冊5,000円、500円ということで、私としては手を出しやすいのかなというふうには考えていましたけれども、知らなかったという話を聞いたときは少しがっくりと来たかなという感じです。

日出町では、食料品やエネルギー関係等の物価高騰の影響を受けやすい高齢者に対して、ひじまちＫＩＲＡＲＩプレミアム商品券を支給したということです。5,000円分を対象者、65歳以上の人に配送しています。今回も、一人一人に回すというのであればそういう考え方もあったのではないかなと、今になって考えておりますので、今後また検討していっていただきたいなというふうにも考えております。

それでは次に、市内の小売店舗、地域商店が減少しているのが本当とてもよく分かります。扇山の中には、今コンビニエンスストアもありません。小規模の小売店舗もありましたが、今全くと言っていいほど何もありません。買物弱者と言っていいのでしょうか、そんな現状への危機感を持っています。地場産業の保護や育成について、今どういうことをされているのか、教えてください。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

令和７年度より市が融資制度における保証料を全額負担する仕組みを新設し、厳しい環境下にある地場企業の経営を下支えしています。これからも、商工会議所などの関係機関と緊密に連携し、中小事業者の持続可能な経営安定と地域商店街の活性化を推進してまいります。

○９番（美馬恭子）　本当に、中小小売業者の顔が別府市の顔であるというふうに思っています。各市町村の中で小売業者がどれほどあり、どれほどの質を出しているのかというのが､そのまちを見ていく上ではとても大切なのではないかなというふうにも感じています。今後の取組、そして今やっている取組も大変大切です。

豊後高田市では、国の重点支援地方交付金活用事業を基に、補助率２分の１、最大 25 万円の支援をしています。これに関しては、対象事業も経費も幅広く活用できるということです。大分県からの支援もありますが、別府市として減少傾向にあるこのような中小小売業者への手厚い支援を、今後ぜひ広げて検討していっていただきたいとお願いして、この項に関しての質問を終わらせていただきます。

引き続きまして、次に新湯治・ウェルネスに係る研究・実施拠点施設整備・運営事業基本計画についてお尋ねしていきたいというふうに思っています。

この事業は、市としても大変大きな事業です。今の時点でも 103 億円以上の整備費用がかかるとされています。そして完成は令和 12 年末頃、別府市にとっては本当に一大事業であるにもかかわらず、この大きな事業があまりにも分かりにくい、市民の皆さんからも一体どのような施設がどのような目的でできるのか、もう少し説明が必要だというお話をよく聞きます。そこで今回は、この基本計画、37 ページにわたる内容に関して、私なりに少し聞いていきたいと思っています。

この間、事業共創者公募についての説明もありました。６月１日より公募手続に関する現地説明会なども始まっているようです。事業共創者、聞き慣れない言葉ですが、これは市が進める今回の新湯治・ウェルネス事業には、前例のない新しい取組であるため、事業効果を高めるのにノウハウを要する民間事業者の意見を計画段階から反映する必要がある､そのために募集するということでした。市が作成する要求水準書の算定段階において、助言等を行うものであるということです。なかなか難しい言葉が続いていますので、私にとってもどういうことをしていくのかなというのは一応理解はしていますけれども、この後、しっかりとした計画がつくられて、公募が始まるというようなことのようでした。

それでは最初にお聞きいたします。市の、この施設の基本的な市のコンセプトを具体的に教えていただきたいと思います。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

初めに、本事業の目的、コンセプトについては、「世界の人々の健康と幸せに寄り添うまち別府」としております。この目的を基に、施設の基本的なコンセプトとして、主に３点あります。

１つは、市民の健康増進や病気予防を行うことで、暮らしが豊かになるといったことが実感できる施設。２つ目は、温泉に関するデータなどを蓄積し、市民や市内事業者と共有することで、市民、利用者一人一人に合った別府の過ごし方などを提案する市内観光の拠点となる施設。最後に、国内外からの来訪者が別府ならではの滞在プログラムにより、別

府の魅力を感じることで、市内での長期滞在を促し、リピーターとして訪れていただくことを目的とする施設。

以上が、本事業と拠点施設の基本的なコンセプトと考えております。

○９番（美馬恭子）　ちょっと理解できたかな、まだ分かりにくいかなというところですけれども、ウェルネス市場の拡大は世界的にも大変大きいと言われています。市が温泉を活用し、参入していこうという意図は理解できます。しかし、現存している施設等の活用はどのように考えているのかが、私にははっきり見えてきません。そして、市民の健康増進や豊かな暮らしにどのように結びついていくのかなというところも、少しクエスチョンマークではあります。

別府市には観光施設も多く、観光産業の従事者、そして介護・医療関係の従事者も多くいます。その点から見れば、ウェルネス推進にはプラスな点も多いと考えます。であるならば、やはり市民に見える、分かる説明がもう少し必要だと考えております。

さて、それでは、民間活力を使ってこの事業を実施しようとする市の考え方を具体的に教えてほしいと思います。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

民間活力を使ってこの事業、拠点施設設置を実施しようとした理由は大きく２つあります。１つは、民間事業者が設計・建設・維持管理・運営を一貫して実施することで、民間事業者のノウハウ発揮が期待でき、効果的な事業実施が期待できること。２つ目は、施設の整備費について、民間事業者が整備費用等を調達、用意することで、市が支払う費用の平準化ができ、一時的な市の財政支出が抑えられる点。

また、利用料の設定等が計画を上回る提案があることや、実際の入場者数が計画より上振れした場合、民間提案施設部分で得られる地代、固定資産税、法人市民税等の合計額は、想定される市の支出を上回ることになれば、市の負担はなくなることになり、さらには市にプラスの計算になることも考えられます。

これらが、民間活力を使って事業を実施しようと考えた主な理由になります。

○９番（美馬恭子）　分かりやすい説明をと言いましたので、比較的分かりやすい説明をしていただいてありがとうございます。

私は37ページに及ぶこの事業計画書、本当に頭が痛くなるほど読みましたけれども、私の頭ではなかなか納得できない点もたくさんあります。共創事業者の公募に関しても具体的に書かれていますので、ある程度は理解できます。しかし、運営事業基本計画にも記載されています概算事業費としての、パターン１温浴エリアを民間施設に含めるというのと、パターン２温浴体験エリアを公共施設に含めるのとで、概算事業費の違いなどが示されています。この点に関しても、今からということではっきりとしたことは見えてきません。市有地を民間に提供し、どの程度の収入が得られ、市民にどの程度還元されるのでしょうかという点で、なかなか分かりづらいです。一般的な財政支出が抑えられたとしても、将来にわたっての還元はどの程度見込まれるのでしょうか。

先日、ある市民から言われました。事業をすることによってどの程度の収益があり、別府市の財政がどの程度潤うのか、そして市民にはどの程度の還元があるのか、その点をはっきり示してもらわないと、反対とも賛成ともなかなか言えない、ということでした。私も、その言葉に目が点になってしまいました。何でも反対する、とにかく反対しているとよく言われる日本共産党ですが、理解できない状態、先がはっきり見えない状況で具体的に聞いていきたい、理解したい、納得してから前に進みたいと考えるのはごく普通のことだと考えています。今後も、なかなか理解しにくいところもあると思いますが、続けて質問をしていきたいと考えております。

それでは、次に入っていきたいと思います。

拠点施設の予定地がこの場所になった経緯を教えていただきたいと思います。
○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。
拠点施設の設置予定地は、令和５年３月に策定いたしました「新湯治・ウェルネスツーリズム事業に関する調査委託業務報告書」において、市有地から21か所の候補地を抽出し、利活用状況などの調査等を行いつつ、並行して有識者会議や市民との懇談会での御意見、海外視察等を行った状況や情報、規模感などを加味し、法的要件やアクセス、周辺、接道状況などの比較検討を行い、扇山下の市有地を予定地として決定いたしました。
○９番（美馬恭子）　具体的な位置や広さ、そして、扇山火まつりへの対処などは具体的にどういうふうになるのか、教えてください。
○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。
具体的な位置につきましては、扇山さくらの園の北側、扇山ゴルフ場の西、山側の位置になり、広さは約４万平米となっております。また、拠点施設の予定地周辺において、別府市火入れに関する条例、施行規則等に定められる基準を満たす防火帯の設置等により、扇山火まつり開催並びに施設などへの影響はないと考えております。
○９番（美馬恭子）　先ほども言いましたけれども、37ページの計画書の中に地図が入っていました。それを見ていくと、整備予定地は扇山火まつり野焼き範囲、防火帯内に入っていると。そしたらそれを見た市民の方が、ここに施設つくったら、火まつりのときに燃えてしまわないかというようなことを言っていました。ここはどのようになるのか、私もそう言われたときにどうなるんでしょうねということだったんですが、この点は市民の方々、多く心配の声が上がっています。
また、鶴見風致地区であり、阿蘇くじゅう国立公園内です。ここが本当に適している場所であるのかどうかというところを、今さらという思いもあるでしょうが、私たちはその点についてもクエスチョンマークを持っていますので、重ねてお伝えしておきたいというふうに思います。
次に、民間提案施設を除いた３つのエリア、各エリアの機能や違い、利活用のイメージなどを具体的にありましたら教えていただきたいと思います。
○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。
３つのエリアのうち、ラボエリアにつきましては、これまで得られた温泉効果のデータなどを管理し、また、施設利用者の健康データや市内の温泉などを分析・蓄積する一元管理機能を持ち、管理するデータを基に、市民や事業者に情報発信を行うとともに、個別プログラムなどの提案を行います。
健康温浴エリアは、主に市民が日常的に利用できる施設であり、安全かつ楽しく健康増進が図れる機能を持つ施設です。
最後に、温浴体験エリアは、高付加価値なサービスにより心身を整え、回復させる体験型の機能を持ち、ウェルネスを求める国内外からの利用者を引きつける施設となっております。
○９番（美馬恭子）　ここもなかなか分かりにくかったんですけれども、ラボエリアというのが新湯治・ウェルネス事業の中心となる部分ではないかなというふうに思っています。この情報分析に関しては、別府の温泉全てに活用されて、温泉を利用する人たちに還元される情報だというふうに理解しています。何年もかけて、この地にそういうラボエリアをつくることよりも、もう少し早期にそういうラボ機能が持てるエリアを、場所を考えるのはどうかなというのは、これもまた市民の皆さんの意見の中にありました。
民間施設整備や基本計画にある敷地の広さから提案される施設の想定、そういうのはあるのでしょうか。
○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

拠点施設の各エリアの広さについては、国内外の温浴施設や、これまで行った視察などを参考に定めており、民間提案施設の想定については、基本計画にもあるとおり、長期滞在を促し、観光消費額を向上させる施設、高付加価値のサービスを提供する施設などの提案を施設の想定として、民間事業者に求めております。

○９番（美馬恭子）　それでは、拠点施設の設置によって、市民に対してどのような考えがあるのか、教えてください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

拠点施設の健康温浴エリアでは、比較的安価な料金で市民遣いしやすい設定を考えており、ほかの施設にない温泉療養を提供することで、市民の健康増進へ還元できるものと考えております。

また、施設のラボエリアにより、温泉効果のエビデンスを基に、個人に合ったプログラムが提供できることは拠点施設の強みであり、市民の健康増進に大きくつながり、還元できるものと思っております。さらに市民福祉の充実といった点につきましては、施設の整備運営により投資が見込まれ、新湯治・ウェルネスの産業化により、別府の高付加価値化を実現でき、住民の所得や税収が増え、観光で稼いで市民サービスに還元できる好循環が生まれるものと考えており、ひいては市民のウェルビーイング向上にもつながるものと考えております。

○９番（美馬恭子）　別府には、別府八湯と言われる各種泉質の温泉があります。また、地域に根差した地元温泉もあります。市営温泉は本当に観光客にも人気で、外で待っているという方もいらっしゃるようです。それに比べて、これは私のまた愚痴になるかもしれませんが、地元温泉は入浴者の減少で、各温泉ともにかなり厳しいのが現状です。先日もお話ししましたとおり、なかなか地元温泉、経営が苦しいのは実態ですし、市としてもいろいろな補助をしていただいているのは理解しています。新しい施設ができれば、インバウンド客の増加は本当に考えられることだとは考えますが、しかし地元の市民がどの程度通うのか、それに関しては今のところ不透明ではないかというふうに考えています。

さて、今回削除いたしましたけれども、拠点施設の事業者が決まらないと各施設の規模や予算はまだ出ないとお伺いしました。しかし、道路整備については今年度予算が上がっています。今年度どういった整備をされていくのか、教えてください。

○建設部長（山田栄治）　お答えいたします。

道路整備につきましては、九州横断道路から研究・実践拠点施設予定地までの間の整備を予定しております。現在､扇山ゴルフ場のクラブハウスから山側に向け､道路整備を行っているところです。引き続き、九州横断道路からゴルフクラブまでの間の整備についても実施していく予定となっております。

○市長（長野恭紘）　この項の最後総括として、私からも答弁をさせていただきたいというふうに思います

美馬議員がおっしゃること、本当にもっともで、なかなか分からないことに対して賛成することはできないというのはそれはもうもちろんそのとおりで、市民の皆さん方に対しても、私どもとしても最大限のよりきめ細やかな説明をさせていただいているつもりでおりますけれども、中身がなかなか難しいし、決まってないことも多いので、なかなか御理解はまだまだいただいてないんだなということは反省をしているところであります。

これからもしっかり丁寧に説明していかなければいけませんが、私なりにかみ砕いた説明をさせていただくと、共産党さんとしても、これから先の医療や介護や福祉の充実というのは、これは望むところだというふうに思います。ただ、これから生産年齢人口が減って、高齢化が進んで、じゃあ税収も、今のところはその中でも別府市の場合堅調であるとは言いながら、これから先の社会保障、医療、福祉、介護を高齢化が進み生産年齢人口が

減っていく中で充実させていくというのは、これは不可能ですね、今のままいけばこれは不可能です。じゃあ、それをどういうふうに解決をしていくかということが、新湯治・ウェルネスなんですね。

じゃあ、これでどういうふうに稼いでいくかということでありますけれども、別府市は１人大体１泊しか滞在していただけないんですね。これを滞在数を伸ばしていくということが、結果として別府市の収入を増やしていくと、別府市が稼いでいくということにつながるわけなので、その仕掛けとして、温泉効果の効果効能をしっかりとお示しをして、温泉効果を測るということは１泊じゃ分かりませんから、これを最低でも４日、５日ぐらいに延ばして、滞在日数を増やすことによって、市民の皆さん方、事業者の皆さん方が稼いでいけるという、その仕組みをつくるということが、この新湯治・ウェルネスなんですね。

共同浴場のことを言われました。共同浴場も今かなり経営難、いろいろな問題で瀕死の状況にあるという状況だと思います。この拠点施設ができます、温浴施設ができますけれども、共同浴場全て、今 80 ぐらいあるというふうに言われておりますけれども、この 80 ぐらいの共同浴場の泉質や温泉の効果効能は、もうこれから全て調べます。こういった共同浴場と、全ての共同浴場と連携をして、あなたにはこういう共同浴場の泉質が合ってますよということで、800 万来るお客さん、今 700 万ですけれども、これから来るお客さん、できる限り全ての皆さん方に、あなたにはこういう温泉が向いているということも御紹介をします。ですから、そこの拠点施設の温浴施設ができるからといって、ほかの共同浴場が稼いでいけなくなるというどころか、これはお互いに連携をして、しっかり稼いでいくと。その結果、市民の皆さん方にも共同浴場が潰れずにこれから先も恩恵があるということですので、こういった様々なことを勘案をしながら、しっかりこの新湯治・ウェルネス事業というのを進めていくと。

そのために、別基金で 27 億円の基金を積んでますので、ここまでは全く使えませんけれども、最初の、最初の費用に関してはこの中から使わせていただいて、道路整備や上下水道の整備というのをやっていけるというふうに思っています。施設は 100 億円以上かかるといいますけれども、これは 100 億は民間事業者が出す 100 億でありますので、私たちは使った分だけ毎年払っていくと。しかし毎年払っても、最低限度で見積もっても数億円のプラスが出るというような状況の、今試算を立てておりますので、施設ができても、これは市民の税金が無駄に流される、使われるということは、これは一切想定をしておりません。そういう施設であれば最初からつくらないわけでありますので、こういったことが市民の皆さん方のこれからの健康でありますとか医療、福祉や介護の充実に必ずつながっていくということを、これからも丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思います。

○９番（美馬恭子）　市長の説明で、本当にこの事業に熱く賭けていらっしゃるんだなと、市民を向いてということが、なかなか分かりましたとは言えないんですけれども、私は理解していきたいと思っております。

今回、この事業について聞いてきました。今から共創事業者の公募が始まるようです。年度内にはもう少しはっきりした全体像が見えてくるのでしょう。今後も、この事業に関しては市民の皆さんとともに疑問点や不明な点を聞き、別府市にとってこの事業が価値あるものになるのかしっかりと見極めていきたい、その気持ちは変わりませんので、今後も引き続き関連した質問を続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、続きまして次の項に入っていきたいと思います。

介護保険事業計画改定に向けてということで、第９期から考えるという点で質問事項を出させていただきました。第９期計画は 2025 年問題を見据えて、そして第 10 期計画は 2040 年問題と、高齢者問題がだんだん深く大きくなってきているように感じます。地域

包括システムが今後も十分に機能していくために、９期を土台に、どのように前に進んでいくのかをしっかりと考えていきたいというふうに考えております。地域での支え合いを今後どのように見ていけばよいのかということを踏まえて、質問をさせていただきたいというふうに考えています。

第９期計画では、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を、今言いましたように見据えていました。地域包括ケアシステムのさらなる推進が求められていたと認識していますが、９期の中で、地域包括ケアとして何を重点的に取り組んできたのか、また、その結果をどのように捉えているのか、教えていただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

第９期介護保険事業計画におきましては、急速な高齢化の進展に加え、労働人口の減少により、介護の担い手不足が深刻化することを防ぐため、高齢者自身が「支援の担い手」になることができるように、高齢者一人一人の健康の維持増進、社会参加、介護予防を推進してまいりました。具体的には、住民による住民主体の気軽に集える「通いの場」や、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、当事者の方や家族を支えるチームオレンジの推進です。

結果といたしまして、週１回の活動を行う通いの場は25か所増え、42か所となり、大分県内で参加率が５位となりました。また、チームオレンジは２期生まで育成が進み、27名となりました。高齢者自身が支援の担い手になる仕組みが整い始めていますが、10期では、さらに地域のつながりを大切にして進めてまいります。

○９番（美馬恭子）　認知症に関しての地域の受入れが、受け取りですね、が大きく変わってきたことは本当に実感として感じています。何か専門知識を持っている人が対応するのではなくて、地域で暮らす人が自分のこととして受け止め、地域の中での手助けができる、これは特別なことではなく日常の生活、流れの中で自然に受け入れていかなくてはいけないことだというふうに考えています。

この点から見ていきますと、認知症という一つの症状を例に挙げて、高齢者が持つ問題を地域として一緒に考え､担うことが本当に必要になってくるのだと考えておりますので、今後も引き続き、地域で支えられる、専門職ではなくても皆さんが手を出せる、そんな地域にしていくために計画の中、進めていっていただきたいと考えております。

さて、介護を受ける人の多くは医療が必要だと思われます。後期高齢者になれば、病気の一つや二つ持っていても決して不思議ではありません。医療機関への受診が大変な方もいらっしゃいます。別府市の在宅医療のほうはどのようになっているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

地域包括ケアシステムとして、医療介護連携は大変重要であると認識しています。市内には２か所の訪問診療専門の診療所があり、また多くの診療所で往診を行っています。医療や介護の多職種研修会を行い、顔の見える関係を構築し、医療介護連携を推進しています。

○９番（美馬恭子）　後期高齢者が多くなると、医療的にも本当にケアが必要な状態が多くなってきます。在宅で暮らし続けるためにも、医療との連携は欠かすことができません。地域医療に関しては、ホームドクターと言える地域の開業医の先生方の力が大変大きいと考えています。地域医療構想の中でも、新たに高度急性期、急性期、包括期、慢性期と区分され、後期高齢者の急性期患者については、治療等入院早期からのリハビリ、早期の在宅復帰を目的とした、治し支える医療を提供するというふうに今回されています。このことからも、今後、医療との連携は今以上にも大きく必要となってきています。

この点考えますと、別府市の中でも地域の先生方が本当に前向きに在宅医療を考えていっていただけているのは大変心強い点でもありますが、これから先、その先生たちの後

を継いで、若い先生たちが育っていきますことを心から願っています。この点もしっかりと検証して10期に持ち込んでいただきたい、そんな思いを持っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、住み慣れた地域で暮らし続けることが本当に誰も希望です。独り暮らしになり、体力も低下し、不安から施設入所を希望される方も多くいらっしゃいますが、それでも在宅で最期まで住み続けたいという方の思いは、９期の資料を見ても大変よく分かります。サービス付高齢者住宅は県外の方でいっぱいで入れないとか、高額で入れないなどの声もお聞きします。別府市の施設入所の状況は、今どのようになっていますか。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

介護度により入所できる施設が異なりますが、市内には定額料金で入所できる軽費老人ホーム等が６か所、有料老人ホーム43か所、サービス付高齢者住宅が11か所あります。施設の整備状況は、大分県を100としたときに131と高くなっており、施設整備が進んでいる状況です。入所の状況は施設によって異なる、異なりますので、要介護認定を受けられている方は、担当のケアマネジャーに御相談していただければと思います。

また、地域包括支援センターや高齢者福祉課でも相談できます。

○９番（美馬恭子）　安心して生活できる場所として、少ない生活費でも入りやすいホームが必要だという話はよく聞きます。なかなか、別府市には数があるということですけれども、条件によっては順番を待ったり入れなかったりということが多々あるようです。在宅での生活を支えるにしても、訪問介護サービスは現在の体制では十分とは言えません。介護サービスは、小規模の事業所が支えている面が本当に大きいです。この事業所が今後も支え続けていけるような体制づくり、市としても必要だというふうに考えております。

先ほど、10番議員からも質問がありました。処遇改善、手続についても、かなり手続が面倒だということで、本当に小規模の事業所ではそれを出してる暇もない。自分が訪問介護に行かないと前に進んでいかないというような状態で、なかなか手続もできないという話も聞きます。しかし、この小規模の事業者の方々が本当に支えています。ここのところをしっかり理解していただいて、この事業者が今後も私たちを支えていけるような体制づくりをぜひ考えていただきたい。現状把握にぜひ努めていただいて、10期に向けて検討していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、この項最後の質問になります。

毎回毎回言っておりますが、９期計画において介護の人材不足、大きな課題とされておりました。私も何度か議会でも質問しましたが、改めて９期の人材確保の取組と、10期に向けてのお考えをお聞かせください。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

介護職員全体における人材確保は喫緊の課題であると認識しており、介護全体の不足を解消するためには、国の抜本的な処遇改善が欠かせないと思っております。国による介護職員への給与面のさらなる処遇改善への加算、離職防止や職場定着の支援、介護ＤＸ、業務改善につきましても、国の取組を注視しているところであります。

なお、別府市におきましても、介護人材確保のために、別府市で働く方を対象に介護人材確保支援金を創設し、現在15名の方が支援金を受給されています。また、離職防止や介護する方のスキルアップ等を行う介護職員現任者研修や介護ＤＸの推進、事業所との人材確保の意見交換なども行っております。

10期計画の中でも、国、県の動向とともに介護人材確保、介護職員の業務負担軽減に向けたＤＸ化に取り組んでまいりたいと思います。

○９番（美馬恭子）　本当に、人材についてはかなり今までも質疑させていただいています。しかし、なかなか改善しましたというところまでは行っていないのが現実でしょう。看護

師の仕事は９Ｋとも 10 Ｋとも言われてきました。きつい・汚い・危険・給料が安い・薬に頼って生きている・休暇が取れない・規則が厳しい・化粧がのらない・婚期が遅れる。それは二十数年前から少しずつ中身が変わってきてはいますが、今でも言われ続けています。これは介護職にも十分当てはまることだと考えています。

幾ら介護ＤＸが整ったと言っても、人員不足の解消は本当に厳しいです。働く世代が少なくなっていく今、他の職種でも人材の確保には苦労しています。職種ごとに取合いをしている、そんな状況の中、進んで選んでもらえる職場にしていくためには、どこをどのように改善していけばいいのか、答えはなかなか見えていないので前に進んでいないのだというふうに考えますが、一番の改善点は給与であり、働き方の改善ではないかというふうに考えています。

別府市は今おっしゃったように、奨学資金制度も実施されています。その点、前に進んでいるということも言えますが、10 期に向けては、育成機関である学校との連携もぜひ視野に入れていただきたい、そんな思いを持っております。今後、保険料に関しても、標準給付費や地域支援事業費等を見ての算定になっていき、出てくるというふうに考えていますが、減少していくというふうにはなかなか考えにくいです。しかし、これ以上の負担増は、利用者にとって本当に使いにくい介護サービスになってしまいます。先ほど市長が言われましたように、市民に負担なく介護が受けられる、そして在宅で生活ができる、そんな支援のために､ぜひ先々見据えて事業を進めていっていただきたいと思っております。

今回は、10 期改定に向けての話合いが今始まったばかりですので、なかなか先のことは質問しても難しいかなと思いましたので、９期に関連して、今から 10 期に向けてもプラスしていただける点を少し上げさせていただきました。今後は話が進んでいくと思います。資料とかも出てくると思いますので、今言った点を考慮して、よりよき 10 期改定になりますようによろしくお願いしたいというふうに考えています｡ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入っていきたいというふうに思います。いつものことですけれども、しつこくくどく言い続けているのが日本共産党の真髄だと思って聞いていただきたいというふうに思っています。

中学校の給食無償化についてです。令和８年４月に公立小学校の無償化が実施されました。２か月以上が経過しました。様々な課題が想定されたと思われていますが、現状で課題となる点があるのか教えてください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

今年４月の、国による公立小学校の学校給食費無償化開始から２か月超が経過をいたしました。この間、本市におきまして、学校現場や保護者に混乱はなく、円滑に実施ができております。

課題についてですが、重度のアレルギー等の理由による非喫食者への対応について、国の指針では自治体ごとの検討課題とされておりましたが、先頃県が要綱を制定し、交付金を活用した支援が可能となったことを受け、本市におきましても、現在、支援に向けた制度設計等準備を進めているところでございます。

もう一つの課題としまして、ほかの法令や制度により既に給食費が実質無償となっている世帯に対する対応がございます。保護者負担に直接影響はございませんが、現行制度を優先するのか、あるいはこの無償化制度の中で支援をするのか。この件につきましては、国においても現在まだ検討課題となっております。

○９番（美馬恭子） 課題もあるかと思いますので、しっかりそこは見ていっていただきたいというふうに考えています。

大分県下 18 市町村のうち、14 市町は既に小中学校の給食費を無償化に踏み切っています。別府市では第３子から給食費が全額補助されていますが、中学生のうち、果たしてそ

の該当生徒が一体何人いるのだろうかと。中学校に進学すると、制服代や課外活動費など保護者の負担は小学校以上に大きくなります。この際、別府市独自に中学校の給食無償化に踏み切ることはできないでしょうか。

○次長兼教育政策課長（森本悦子）　お答えいたします。

国は、公立小学校給食費無償化に当たって、中学校への拡大についてもできる限り速やかに実現するとの方針を示しております。先ほど答弁いたしましたとおり、公立小学校での実施によって顕在化した課題もあるようでございます。安定的で持続可能な制度運営をするためには、これらの課題を整理した上で、本制度が中学校にも拡充されるものと考えております。

本市としましては、引き続き国の動向を注視するとともに、国の方針が明確に示された段階で、迅速に適切な対応ができる準備を進めてまいりたいと考えております。

○９番（美馬恭子）　なかなか、毎回同じ御返答をいただいております。

学校給食は地域の伝統的な食文化や食に関わる人々への感謝、食料の生産・流通・消費などを学ぶことができる生きた教材です。学校給食に必要な施設や人件費等は、各学校の設置者が負担しています。保護者が負担するのは主に食材費だけということになっています。これは今さら言うこともありません。しかし、物価高騰の影響で食材費に関してもかなりの負担増となっているところですが、この分に関しては市として補助が出されています。

しかし、物価高騰は食材だけではありません。生活全般に関わってきています。子育て世代にとってその負担軽減のためにも、全ての子どもたちの給食費に関して、無償化していただきたいと重ねて訴えまして、次の項目に移りたいというふうに考えています。

中学校の部活動地域クラブ化についてです。

令和７年３月に、別府市の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針が出されました。その中に、学校部活動の地域移行は、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の下で、生徒の望ましい成長が保障できるように、地域の持続可能で多様な循環の一体的な整備により、実情に応じてスポーツ・文化・芸術活動の最適化を図り、体験の格差を解消することが目的であるとされています。学校部活動の教育的な意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させる、また学校関係者とも必要な連携を図るというふうに記されていました。

そこで、別府市における部活動改革及び地域クラブ活動の推進について、進捗状況をお伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

別府市では、令和７年に「別府市の学校部活動及び地域クラブの在り方等に関する方針」を策定し、別府市における地域クラブの認定要件を定めました。地域クラブとは、学校単位ではなく、地域のスポーツクラブや文化団体、民間事業者などが主体となり、学校から地域へ運営を移行した新たな活動団体のことを言います。あわせて、外部有識者を交えました「別府市立中学校部活動地域移行検討委員会」での意見聴取や児童生徒、保護者、教職員を対象としました意向アンケートを実施し、現場や当事者の声の把握に努めました。

令和８年３月に示されました大分県の新たな方針を踏まえ、アンケート結果や検討委員会での御意見も考慮しながら、改革期間や活動時間等に関する別府市の方針の見直しを進めているところでございます。

○９番（美馬恭子）　別府市の地域クラブの認定数と活動内容はどのようになっていますか。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

現在、認定地域クラブは２つあります。活動内容といたしましては、市内の小中学校やその他の施設を利用して、部活動と同様に平日２時間、休日３時間程度活動し、週当たり

２日以上の休養日を設けております。
○９番（美馬恭子）　地域クラブ指導者に関しては、任用前後に研修をというふうに言われております。専門的知識はもちろんのこと、成長期であり思春期でもある生徒の体と心ともしっかり向き合うことが必要だと考えますので、その点よろしくお願いしたいと思います。
　市教育委員会は、地域クラブに対してどのような関わりを持っていこうとされているのでしょうか。
○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。
　各クラブに対しましては、「別府市の学校部活動及び地域クラブの在り方等に関する方針」及び「別府市における地域クラブの認定要件」の遵守を徹底するよう指導しております。
　また、安全管理の徹底も併せて依頼しており、今後とも安全が徹底されるよう、適切な地域展開を図ってまいります。
○９番（美馬恭子）　今後、部活動の地域クラブ化が進むと移動費等が発生し、これまでの部活動以上に経済的な負担が増えることなどが予想されますが、補助はどういうふうになっていますか。
○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。
　保護者の負担軽減につきましては、活動拠点を原則として別府市内とすることで、過度な負担を抑える取組を行っております。移動費の補助につきましては、今後、他市の事例なども参考にしながら調査研究したいと考えております。
○９番（美馬恭子）　まだ始まったばかりの地域クラブ化です。大都市のほうではほとんど学校での部活動ではなく、地域クラブというような状況にもなってきているようですし、今後国としてはそういう方向にということのようです。必要以上に負担がかかること、それはぜひ考えていただきたい。民間のクラブとは違い、地域の中で学校との連携を図りつつ活動する、場所などもある程度の費用がかかることでしょうが、ぜひ、場所等に関しても、今後、市として考えていっていただきたい、一つ一つしっかり整えていっていただきたいと考えております。
　中学生ですので広域に動くことは本当少ないとは思いますが、先日も大きな事故がありました。犠牲者を出しています。移動時の対応など細かい点についても、ぜひしっかりと取組をつくっていっていただきたいというふうに考えます。
　それでは、最後の質問に入ります。
　子どもの個性を生かす教育についてということで、今は本当に子どもの数が減り、一人一人の子どもたちを見て教育していける時代になっていると思います。タブレットの普及もあり、少しゆとりも出てきているのではとも思います。しかし、教職員の配置状況を見れば、４月当初からの欠員、そのまま改善はされていません。それから見れば先生たちにしてみれば、ゆとりどころではない状況なのでしょう。一般的な教育ではなく、個性を尊重した教育が必要だと考えていますが、市の施設である図書館や美術館を活用することで、子どもたちの主体的な学びや探究心を育てることにつながると考えますが、市教育委員会の見解をお教えください。
○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。
　図書館や美術館は、子どもたち一人一人の豊かな感性や探究心を育み、自発的な学びを支える優れた教育施設であると認識しております。別府市が持つ豊かなポテンシャルを、学校の授業や教育課程とつなぐ密接な連携体制づくりなど、子どもたちの多様な個性と学びを支える仕組みづくりが必要と考えております。
　今後は全ての児童生徒が主体的に学べるよう、児童生徒や保護者へ向けた丁寧な情報提供に努めるとともに、関係部局が一体となり、子どもたちの多様な個性を伸ばすための実

効性のある連携体制を進めていきたいと考えております。
○９番（美馬恭子）　先日、委員会の視察で岡山に行ってきました。岡山後楽園での教育活動を拝見してきました。校外活動という形で、岡山の歴史を知り、後楽園の成立ちを知ることによって学びが広がる、また、後楽園のすぐ前にある博物館、博物館というのは本当に興味がなければなかなか足の向くところではありません。しかし、個々学びの拠点として活用されているというようなことも聞いてきました。
　子どもたちの学びは一つのきっかけから始まると言われます。今回、新図書館も開館しました。歴史につながる場もできました。近くには美術館、そしてアルゲリッチハウスなど、様々な学びの場が点在しています。一つのきっかけを子どもたちに与える教育を広げていくためにも、ぜひ市教育委員会として考えていただきたいと思っています。
　視察の中で、不登校であった生徒が美術に興味を持ち、学びを広げたということを聞きました。今、教育が問われている時代です。子どもたちにとって、一人一人が持つ希望や夢が現実となる可能性を大きく秘めています。子どもの可能性は本当に。
○副議長（安部一郎）　美馬議員、時間超過しております。まとめてください。
○９番（美馬恭子）　その可能性を広げるために、教育にも少し時間をかけていただきたい、そのように考えております。
　以上で質問を終わります。ありがとうございました。
○副議長（安部一郎）　休憩いたします。
　　午前 11 時 59 分　休憩
　　午後 １ 時 00 分　再開
○副議長（安部一郎）　再開いたします。
○６番（重松康宏）　公明党の重松康宏です。本日もお役に立てるような質問となりますよう努力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。
　まず、別府市民の皆さんの宝であります市営温泉とその市民のウェルネスについて、幾つかお伺いをしてまいります。私たちがふだん何げなく入っている市営温泉ですが、その市営温泉の価値や、また魅力、可能性を見詰め直し、これからの時代に合った健康と美の拠点としていくべきとの観点から、幾つかお伺いをしてまいります。
　まず、市営温泉の価値の裏づけについてですが、市は以前株式会社ポーラさんと連携をして、３つの市営温泉が持つ美容成分や効能を科学的に分析して発表されました。これは大変画期的な取組であり、関心を持たれた市民の方も多いと思います。本市にはほかにも多くのすばらしい市営温泉が点在をしており、他の施設についてもどのような成分を持ち、またどのような効果・効能があるのか、しっかりと調査・分析を進めてはいかがでしょうか。それぞれの市営温泉の個性を科学的に証明、明確にさせることが新しい市営温泉の活用の第一歩だと考えますが、市の考えをお伺いをいたします。
○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。
　本事業は令和８年度も継続して実施することとしており、既に別府市旅館ホテル組合連合会に加盟する５施設での調査を決定しております。別府の温泉の美肌効果を株式会社ポーラの肌化学分析によって検証し、科学的根拠に基づいた美肌ウェルネスを推進してまいります。
○６番（重松康宏）　ありがとうございます。
　ただいま御答弁いただきましたように、今年度は５つの施設で決定をしているということで、このように市営温泉の個性が科学的に明らかになっていくことは大変すばらしいことだと思います。
　そこで、こうしたそれぞれの温泉が異なる成分や効能を持っている事実を生かした機能浴の推進について、次に伺います。

泉質の異なる温泉を順番に巡る機能浴という入り方があります。例えば、Ａの湯で角質を落とし、またＢの湯で肌に潤いを与えるといった入浴法です。市としてこの機能浴の有効性をどのように認識をしているか、また、本市の多様な成分を持つ市営温泉を組み合わせることで、効果的な機能浴が成り立つのではないかと考えますが、この点について併せて御答弁ください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

異なる効果を持つ２つ以上の温泉に正しい順番で入ることで、効果を高めると言われているものと認識しております。機能浴として代表的なものは、シャンプーの役割を担える酸性泉や硫黄泉に最初に入浴し、次にリンスの役割を担える塩化物泉や炭酸水素塩泉などに入浴することで、美肌効果が期待できると言われております。別府のような複数の泉質を持つ温泉地にしかできない、強みの一つであると認識しております。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。ただいま、機能浴は別府の温泉の強みの一つであるとの御答弁をいただきました。

そこで、それぞれの市営温泉をどのように組み合わせて入れば健康や美容に効果があるのか、その科学的な検証をぜひ行っていただき、その情報を分かりやすく市民の皆さんに伝えていくべきと考えます。さらには、その検証結果を基にした別府市独自の健康推進プログラムの提供を検討できないか、市の考えを伺います。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

先ほどの答弁でもありましたとおり、現在、別府の温泉の美肌効果を、株式会社ポーラの肌分析によって検証しております。また、今年度温泉水が肌に与える影響についての研究を大分大学と行います。さらに、温泉の噴気が食材に与える影響についても、別府大学とエビデンスの収集を行います。

これまで九州大学と継続して行っております、温泉が腸内細菌に及ぼす効果についても含め、６月１日に開設いたしましたバーチャルラボ等を使い、市民に分かりやすくお伝えすることにより、市民の健康に寄与していきたいと考えております。

また、先ほど９番議員さんのところで、答弁にもありましたとおり、今後共同浴場の効果効能を調べることも含めて、また市営温泉についてもその可能性を探っていきたいというふうに考えております。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。今後、様々なそういった取組、施策を行っていただくということで期待をしておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、市営温泉における飲泉の可能性について伺います。

昨年開催をされました別府ＯＮＳＥＮアカデミアでは、温泉を飲むこと、いわゆる飲泉が心と体の健康を整えるためにとても有効であるという知見が示されました。市が現在進めている健康づくりの施策とこの飲泉は、まさにぴったりな取組だと感じています。

しかしながら、この発表の中で紹介をされました別府飲泉マップの 11 の施設の中に、残念ながら市営温泉は一つも含まれていません。保健所の許可をはじめ、クリアしなければならない課題が多々あることは十分承知をしておりますが、市営温泉で飲泉が可能となれば、市民の皆さんの健康づくりに直結することはもちろん、観光客の方にも喜ばれるはずです。

そこで、そうした飲泉の可能性について、当局の見解を伺います。

○観光・産業部参事兼温泉課長（樋田英彦）　お答えいたします。

温泉を飲む行為となる飲泉は、直接体に温泉を取り込む行為となりますので、水質検査による安全確認はもとより、様々な許認可、施設整備、公衆衛生上の配慮や環境省が定める飲用利用基準の遵守等が求められます。また、温泉には１日ないし１回当たりの許容量が定められる成分が含まれる場合もありますので、施設管理者のみならず、利用者にも正

しい知識を基にした提供と利用が必要となります。

現在、別府市におきましても、別府ＯＮＳＥＮアカデミアなどをはじめ、温泉の入浴や飲泉の効果について研究を進めていますが、市営温泉につきましても、客観的な状況を踏まえた上で、飲泉の可能性について今後探っていきたいと考えております。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。今後可能性を、ぜひ探っていただければと思います。よろしくお願いします。

もう一つ重要な点として、市民の皆さんから多く寄せられます市営温泉の相互利用についてお伺いをいたします。

現在の市営温泉の利用システムの現状と、将来的に相互利用を可能とした場合の課題について、当局の認識をお聞かせください。

○観光・産業部参事兼温泉課長（樋田英彦）　お答えします。

現在、市営温泉の料金システムは、温泉施設ごとの１回入浴料、入浴料の区分が同じ施設内での共通利用が可能な入浴回数券、別府市民を対象とした市民入浴券の料金体系となっております。

次に、料金の異なる施設を含め相互利用させようとする場合の課題についてですが、現在市営温泉は指定管理者制度を導入し、複数施設のグループによる管理運営を行っていることから、施設によって直接入浴料が別府市の収入となる使用料制の施設と、入浴料を指定管理者の収入とすることで、指定管理委託料に反映させる利用料金制の形態を取っている施設があります。料金が異なる施設を相互利用させる場合、その収入をどのグループに充当し、最終的に市の収入とするか、どの指定管理者の収入とするかなど、様々な課題があるものと考えております

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。様々な課題があるということは今の御答弁でよく分かりましたが、市内の様々な温泉を自由に楽しみたいという市民の皆さんの素朴な願いに、行政としてしっかりと応えていただきたいと思います。

例えば、全ての市営温泉を１枚の共通カードで自由に利用できるようにすることはできないでしょうか。この利用回数券の共通システムについて、市の見解をお伺いします。

○観光・産業部参事兼温泉課長（樋田英彦）　お答えいたします。

共通利用の実現に向けては、今後別府市が取り組むデジタル技術を活用した政策等を展開していく中で、市営温泉の入浴者の増加や、利便性の向上などにつながる様々な可能性や利用環境の整備に今後も取り組んでいきたいと考えております。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。終始真摯な御答弁をいただき、大変にありがとうございます。市営温泉が持つ無限の可能性を市民ウェルネスに最大限還元できるよう、今後の前向きな取組を期待をいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、災害時の通信環境整備について伺います。

先日、地域の集まりにおきまして市の出前講座を活用し、防災マップに基づいた講話をしていただきました。参加した方からは「ハザードマップの見方がよく分かった」、また「防災に対する意識が深まった」といった声が多く寄せられ、啓発活動の重要性を改めて実感をいたしました。快く引き受けていただき、また丁寧な分かりやすい説明をしていただきました。中西課長、大変にありがとうございました。

このように、高まりつつある市民の皆さんの防災意識をいかに具体的な行動や最新の情報につなげていくかという観点から、以下質問をいたします。

災害時の通信確保をめぐり、本年４月からＪＡＰＡＮローミングの運用が始まりました。これに関連して、最近スマートフォンに通信事業者からこの制度に関する案内メールが届いております。私のところにも先月、ＪＡＰＡＮローミング御利用についての御案内といったメールが送られてきました。皆さんのところにも恐らく届いたと思います。しかし、そ

のメールについて市民の方々からは、「送られてきた内容が、専門用語が多くて全く分からなかった」、また「詐欺などの迷惑メールではないかと思い、怖くて削除してしまった」という、困惑の声が私の元にも届いております。

そこでまずお伺いをいたします。このＪＡＰＡＮローミングというのは、具体的にはどのような制度なのか教えてください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

ＪＡＰＡＮローミングとは、非常時事業者間ローミングの商標名であり、非常時における通信手段の確保のため、国内携帯事業者が共同で取り組むサービスでございます。災害などで契約携帯事業者のネットワークが利用できなくなった場合に、他の事業者の設備に切り替えて通信を可能とする仕組みで、令和８年４月１日よりサービスが開始されました。

簡単に説明しますと、Ａ社の携帯がつながらなくなってもＢ社のネットワークで携帯電話が使えるようになる、ということでございます。最新の機種や、既存のスマホのＯＳやソフトウエアを最新バージョンにアップデートすることで、利用できるようになります。

○６番（重松康宏）　ありがとうございました。災害時に自社の通信網が被災しても、他社の電波を借りて通信を維持することができるという、画期的な制度であることはよく分かりました。

このＪＡＰＡＮローミングは民間事業者によるサービスですので、基本的には通信会社が周知すべきものと考えます。しかし、先ほどのように、「送られてきたが、内容が全く分からない」、また「メールを削除してしまった」など、通信各社からの通知だけでは高齢者をはじめ多くの皆さんの、皆さんが、その内容を正しく理解できていないのではないでしょうか。

制度の概要について、市民への周知が必要と考えますが、市として市報や別府市公式ＬＩＮＥ、また防災訓練などを通じて、分かりやすい説明や啓発を行うべきではないでしょうか。当局の見解を伺います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

ＪＡＰＡＮローミングにつきましては、携帯電話が対象となりますが、非常時における通信手段の確保として、市のホームページでお知らせしております災害用伝言ダイヤルと併せて、市報、公式ホームページ、ＳＮＳ等による情報発信のほか、自治会や防災訓練などでも説明する機会を増やしていく必要があると考えております。

○６番（重松康宏）　周知啓発に関する前向きな御答弁ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。市民の皆さんが安心できるよう、あらゆる媒体を通じた分かりやすい発信を今後ともよろしくお願いをいたします。

次に、避難所における通信環境について伺います。

Ｗｉ－Ｆｉ環境は避難生活を送る上で大切な欠かせないインフラとして、近年その整備の重要性が高まっています。そこで、本市が指定する避難所へのＷｉ－Ｆｉの設置について、現在どのような整備状況になっているか、御答弁ください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

現在 40 か所ある指定避難所において、無料Ｗｉ－Ｆｉ環境がある施設は６施設でございます。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。現状では避難所へのＷｉ－Ｆｉ整備は進んでいないということで、その課題が浮き彫りになりました。

市民の皆さんにとって、スマートフォンは家族の安否を確認したり、また必要な情報を得たりするための命綱であります。先ほどのＪＡＰＡＮローミングによって、個人の電波がつながりやすくなったとしても、避難所そのものにＷｉ－Ｆｉ環境がなければ、通信容量の制限や、また回線の混雑によって、結局は必要な情報にアクセスできない人たちがあ

ふれてしまうことが心配をされます。一度に全てを整備するのは財政的にも難しいということは理解できますが、市民の皆さんの不安を解消するためにも、まずできることから一歩踏み出すことが重要だと考えます。

例えば、防災拠点となる中心的な避難所から優先的に整備を進めることや、あるいは民間事業者と協定を結んで、災害時だけＷｉ－Ｆｉ機器を貸してもらうような仕組みをつくっておくことなど、財政負担を抑えつつ、現実的でスピード感のある方法を検討できないでしょうか。当局の前向きな見解を伺います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えいたします。

先ほどちょっと答弁の中で、Ｗｉ－Ｆｉ環境がある施設を６施設と申し上げましたが、９施設でございます。大変申し訳ございませんでした。

それではお答えいたします。災害時の通信環境でございますが、Ｗｉ－Ｆｉ環境のある９つの指定避難所以外につきましても、市の災害対策本部の要請に基づき、総務省から災害時に衛星携帯電話、また衛星インターネット機器などの移動通信機器の貸出しや、通信事業者による被災地における無料Ｗｉ－Ｆｉの提供など、様々な関係機関との連携を図ることで、災害時の通信環境を確保してまいります。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。今まで以上にそういった連携を密にしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、非常用電源の確保についてお伺いします。

このＪＡＰＡＮローミングや、またＷｉ－Ｆｉによって通信インフラが整備されても、スマートフォンの充電が切れてしまえば情報から孤立してしまいます。通信環境の整備と電源の確保はまさに表裏一体であります。

そこで、本市において各避難所へのポータブル電源や、また発電機、またマルチタップなどの配備状況はどのようになっているか、伺います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

現在、指定避難所において、災害時に自家発電設備のある施設は３か所でございます。発電機は備蓄計画に基づき、計画的に配備しております。今年度中には全ての施設に発電機を配備します。また、ポータブル電源も今年度中、全ての指定避難所に配備をいたします。

コードリールや延長コードの配備はございますが、今後はマルチタップなどの通信環境に必要な物資についても調査し、配備していきたいと考えております。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。今後も、機材の配備は着実に進めていただくようお願いをするとともに、私はそうした電源の確保ができた、その先の避難現場の運用ルールづくりこそが極めて重要だと考えております。どんなに電源を配備しても、数には限りがあります。混乱している避難所の現場で、明確なルールがないまま充電を始めてしまえば、特定の人が長時間占有をしてトラブルになる、そのことで避難所スタッフの負担がさらに増大するといった、過去の被災地で散見された状況を招きかねません。避難してきた市民の皆さんが余計なストレスを与えることなく、公平にまたスムーズに充電を行える環境をつくるためには、例えば充電は１回何分まで、またお互いに譲り合いましょうといった、誰が見てもすぐに分かるようなルールを市としてあらかじめ策定をし、備蓄機材と一緒に保管をしておくなど、災害時に現場ですぐに運用・周知できる仕組みづくりが必要と考えますが、市の見解を伺います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

避難が長期化した場合は、避難所のルールは原則として、避難者により避難所ごとに個別に決めるものと考えておりますが、マナーなどの啓発に係る内容については、避難所共通のものが必要であると考えております。防災士の方々などの意見も参考に、今後検討してまいりたいと考えております。

○６番（重松康宏）　御答弁ありがとうございました。災害時の通信整備について、これまでハード・ソフト両面から質問をさせていただきました。

少し前であれば災害時の備えといえば、水や食料が中心でありました。しかし、現代において、スマートフォンから得られる情報、また家族とのつながりは、それらと同じくらい市民の皆さんの命と安心を支える重要なライフラインとなっております。そうした意味でも、今回質問をさせていただいた制度の周知、またＷｉ－Ｆｉの整備、そして公平に電源を使えるルールづくりについて、迅速かつ前向きに取り組んでいただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、高額医療・高額介護合算療養費制度について伺ってまいります。

医療費や介護サービス費の月ごとの自己負担を抑える高額療養費、また高額介護サービス費という制度は比較的よく知られております。今回取り上げる合算制度は、医療と介護の両方の負担が重なっている世帯を救うためのもう一つの非常に重要なセーフティネットであります。高齢化が進む中、一つの世帯で病院に通いながら、また同時に、デイサービスや訪問介護などを利用しているケースは決して珍しくありません。病気の治療だけでも負担が大きい上に、介護費用まで重なれば家計はたちまち逼迫してしまいます。

こうした医療と介護の二重の負担に苦しむ方たちのためにつくられたのが、この合算制度でありますが、高額療養費や、また高額介護サービス費の制度に比べて極めて認知度が低いのではないでしょうか。そこで、まずこの制度がどのような仕組みになっているのか、分かりやすくその概要を教えてください。

○保険年金課長（岡﨑章子）　お答えいたします。

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額になった場合に負担を軽減する制度です。医療保険上の世帯を単位として、前年の８月１日から当年の７月 31 日までの１年間、高額療養費等の支給を受けてもなお残る医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得に応じた限度額を超えた場合に、その超えた分が案分計算され、それぞれの保険者から支給されます。

医療保険の高額療養費や介護保険の高額介護サービス費等が月ごとの自己負担額を抑える制度である一方、高額医療・高額介護合算療養費は１年間の支払いを一定額に抑えて、費用負担を軽減できる仕組みとなっています。

○６番（重松康宏）　分かりやすい説明をありがとうございました。

まず、この制度が対象とする期間、ただいま御答弁ありましたように、前年の８月１日から今年の７月 31 日までの１年間の区切りであるということ、そして対象となる世帯、単位は同じ医療保険に加入している世帯であるということです。例えば国民健康保険に加入している御夫婦の場合ですと、例えば夫の医療費と介護サービス費、さらに妻の医療費など、これら世帯の中でかかった医療と介護の費用を全て１年間分合算ができます。この合算は、月ごとの高額療養費や高額介護サービス費の支給によって、既に払い戻された分は除外をされ、あくまで自己負担として実際に支払った額の合計であり、その合計が所得に応じて決められた上限額を超えていれば、超えた分が後から戻ってくる制度であるということだと理解をいたしました。

その上でお聞きしたいのが、申請の手続についてです。この制度は、医療と介護という２つの異なる窓口にまたがる制度であります。そのため、それぞれの担当部署へ手続に行かなければいけないのか、また、この制度自体を知らない人はそもそも申請ができないのではないかとの懸念がありますが、市としては、この点についてどのようなシステムになっているのか、伺います。

○保険年金課長（岡﨑章子）　お答えいたします。

本制度は、７月 31 日が基準日となっており、基準日に加入している医療保険の窓口へ

対象となる被保険者の方が申請することとなっております。そのため、７月 31 日に国民健康保険に加入されている方につきましては、保険年金課へ申請していただく必要がありますが、支給が見込まれる方へは、毎年２月に御案内文書と支給申請書をお送りしております。国民健康保険や介護保険など、各保険者に共通する事務を一元的に処理している大分県国民健康保険団体連合会におきまして、共同電算処理により対象者を抽出し、個別に市から御案内しているところです。

また、後期高齢者医療につきましても、医療保険者である大分県後期高齢者医療広域連合に確認したところ、国民健康保険と同様の取扱いとなっております。

○６番（重松康宏） ありがとうございます。対象となる可能性が高い世帯には、市やまた大分県の後期高齢者医療広域連合からお知らせの文書と申請書が個別に自宅へ届き、自分で計算しなくても通知が来たら動けばよいということで安心をしました。

では、実際にその通知を受け取った方のうち、どれくらいの方がきちんと申請に結びついているのか、直近３年間において、実際に申請をされた方の割合について伺います。

○保険年金課長（岡﨑章子） お答えいたします。

国民健康保険における申請勧奨の通知人数ですが、令和５年度は 53 名、そのうち申請済みは 42 名、令和６年度は 55 名に通知し、そのうち申請済みは 48 名となっております。直近の令和７年度では、令和６年８月１日から令和７年７月 31 日の１年間が対象ですが、御案内した方は 50 名で、そのうち 32 名の方から申請をいただいております。

後期高齢者医療につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合から勧奨通知を送付しておりますが、申請は市で受付いたします。令和５年度は対象者 1,988 名に対して申請があったのは 1,822 名、令和６年度は対象者 2,105 名に対して、申請があったのは 1,794 名でございます。直近の令和７年度発送分では、対象者 2,131 名のうち、現在 1,631 名からの申請を受け付けております。

○６番（重松康宏） ありがとうございます。案内を受け取った方の多くが申請をされていますが、一方で、２割前後の方が申請に至っていないことが分かりました。その中には、例えば体調を崩されている真っ最中であったり、また後で書こうと思っているうちにうっかり忘れてしまったり、また書類の文字が小さくて、内容が分からず、そのままにしてしまったりなど、案内が届いているにもかかわらず、申請ができない様々な理由があると考えられます。

この制度の目的は、医療と介護の二重の負担を負っている方の負担を少しでも軽減することであります。通知を一度送って終わりにするのではなく、一定期間が経過してもなお申請がない方に対しては再度のお知らせをするなど、個別のフォローアップをしっかりと行うべきと考えますが、見解を伺います。

○保険年金課長（岡﨑章子） お答えいたします。

本制度につきましては、基準日である７月 31 日の翌日を起算日として、２年が申請期限でございます。そのため、申請をいただけていない対象者の方へは、視覚的な分かりやすさにも留意して、再度個別にお知らせし、適切な制度運用に努めてまいります。

○６番（重松康宏） ありがとうございます。今後そういった未申請の方に対しては、個別のフォローを行っていただくということで、ぜひよろしくお願いをいたします。経済的な負担に苦しむ世帯へ確実に給付が届きますよう、粘り強い取組をお願いをいたします。

また、この制度の対象となる方の中には、市が管轄をする国民健康保険加入者だけではなく､大分県が管轄する後期高齢者医療制度の加入者も多く含まれております｡管轄は違っても、市民にとってはひとしく大切なセーフティネットであります。広く市民全体へこの制度を周知し、潜在的な対象者、またその家族が、自分もその対象であると気づけるような、そういった仕組みづくりが必要だと考えます。ぜひ、今も様々今後そういった市報、

またそういった公式ＬＩＮＥ等を通じて、そうした方々への周知啓発活動にも取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、デジタル地域通貨についてお伺いをしてまいります。

次に、デジタル地域通貨について伺います。

近年、多くの自治体で独自のデジタル通貨の導入が進んでいます。その形態は、現金をチャージする決済型、また、ボランティア、地域イベントの参加でポイントがもらえるインセンティブ型など、形態は様々であります。

そこで、まずお尋ねをいたします。本市が導入を予定をしておりますデジタル地域通貨とは、具体的にどのような仕組みなのでしょうか。また、この制度を通じてどのような地域の課題を解決しようと考えているのか、市の考えをお聞かせください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司）　お答えいたします。

本市が導入を予定しておりますデジタル地域通貨は、一般的な電子マネーとは異なり、地域のために動いてくださった方にお礼としてポイントを差し上げる仕組みでございます。具体的には、市が認めるボランティア活動や地域イベントへの参加などに対して、別府マイルを付与し、一定量たまりましたら別府マイルをＰａｙＰａｙポイントへ交換できる仕組みを想定しております。ポイントの交換・利用に当たっては、市内での消費につながる仕組みを構築することで、市民活動によって生み出された価値が地域経済へ還流する循環を創出したいと考えております。なお、ＰａｙＰａｙポイントへの交換につきましては、マイナンバーカードによる本人確認登録を行った利用者を対象とすることを想定しております。

この取組は、ただポイントを配るだけのものではありません。多くの方に地域活動に参加してもらう、地域のつながりを元気にする、地域のお金の流れを活発にする、この３つを同時に実現することが本プロジェクトの目的でございます。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。ただいまの御答弁で、この事業の目指す姿を理解をいたしました。

そこで、具体的な運用について伺ってまいります。市の想定では、たまった別府マイルの交換先としてＰａｙＰａｙを活用するとのことでありますが、現在非常に多くのキャッシュレス決済サービスが存在をしています。数あるサービスの中から、なぜＰａｙＰａｙを活用するのか、その理由をお聞かせください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司）　お答えいたします。

ＰａｙＰａｙを活用する理由は、コスト・利便性・持続可能性の３点です。第１に、独自システムを構築・維持するコストを大幅に抑えられます。第２に、ＰａｙＰａｙは既に市内の多くの店舗で使用可能であり、市民にとって使い慣れた環境が整っております。第３に、市が加盟店開拓や決済インフラを独自整備する負担を省くことができます。

これらにより、市民の利便性、財政の持続可能性を両立した制度設計が可能となります。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。

次に、ポイントの交換条件について伺います。

たまった別府マイルをＰａｙＰａｙへ交換する際、マイナンバーカードによる本人確認登録を行った利用者を対象とするとのことですが、マイナンバーカードの手続が必要となると、少しハードルが高くなると感じる市民の方も少なくないと考えます。なぜこの制度にマイナンバーカードを使った本人確認が必要なのか、その理由を説明してください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司）　お答えいたします。

本人確認が必要な理由は公平性、不正防止、税金の適正管理の３点です。別府マイルはＰａｙＰａｙポイントに交換すると実質的な購買力を持つため、不正取得、重複登録による不公平を防ぐ必要があります。マイナンバーカードによる本人確認により、１人１アカ

ウントを厳格に担保します。また、マイルの原資は公金である以上、誰に付与し、誰が使ったのかを行政として説明できる透明性の確保は不可欠です。公平性・透明性・説明責任、この３点を制度の根幹として位置づけております。

○６番(重松康宏)　詳しい説明ありがとうございます。不正やなりすましを防ぎ、また公平・透明に管理するためには、マイナンバーカードでの確認が必要不可欠であるということは理解をいたしました。

また、本事業はスマートフォンの利用を基本とするのでしょうか。もしそうである場合、最も懸念をされるのが、高齢者をはじめ、デジタルに不慣れな方への支援やサポートについてであります。また、そもそもデジタルを利用されない方にとっては、何の恩恵も受けられないのではないかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司）　お答えいたします。

本事業は、スマートフォン利用を基本としますが、利用に不安を感じる市民への支援として、市内大学生がサポーターとなり、アプリ登録から日常的な活用、定着までを継続的に寄り添う支援体制を構築いたします。

また、デジタル化が進むことで、窓口業務や事務処理に余力が生まれます。この生み出された財源や人的資源をデジタルを利用できない方に対するサービスや、窓口でしかできない手厚いサービスへと重点的に還元していくことができるものと考えております。

○市長（長野恭紘）　続けて私から。

今回のデジタルクーポン券の事業でありますけれども、スーパーアプリを活用した、活用したというかキャンペーンとしての、そもそも当初は今行っております、春らんまん㋮べっぷ　しあわせエール券、このエール券と、スーパーアプリに誘導していくというか、将来に備えてスーパーアプリの登録者数を増やしていくこのキャンペーン、この２本を考えておりました。当然、最初の今やっているしあわせエール券のほうは、県からの補助金を頂いてやると。同時にやっていこう、その後にやっていこうと思っておりました、今説明したこのＰａｙＰａｙのポイントに還元できるというやつですけれども、これについても県から、県のプレミアム商品券の支援補助金をいただけるというふうなお話が後で分かりました。

ということで、当初 9,500 万円、今やろうとしている事業にかかるわけでありますけれども、この 9,500 万円のうち 5,700 万円県から補助金頂けるということでございますので、プレミアム率 30%、20 万本という、これが規模感も実現できたということで、あくまもこれは当初から考えていたのは、スーパーアプリに対しての加入促進キャンペーンということで考えていたものが、県からいただけるということになったので、幅が増したというような状況でございます。

これ、デジタルそもそもあんまり活用しない人にとってはメリットないんじゃないかというような御指摘でございますけれども、デジタル化自体の目的は、そこで余力やいろいろな経費の削減ができるわけでありますので、そこが最終的にデジタルディバイドの問題ですね、いわゆるデジタル弱者の皆さん方に対して、いわゆる力を割くことができるということによって、より丁寧にデジタル化の時代でも皆さん方に対応していただけるということが大きな目的でありますので、しっかりとこの点を理解をした上で、私どももこの事業に取り組んでいるつもりでございますし、最終的にはデジタル化の波になかなか追いついていけない人たちに対しても、しっかりと対応することができるための余力を生み出すための、いわゆるスーパーアプリへの誘導ということでございますので、何とぞ御理解ただきたいというふうに思います。

○６番（重松康宏）　市長、明確な御答弁ありがとうございました。不安を抱える方への伴走支援はもちろんのこと、デジタルを利用されないそうした方に対しても、結果的にデジ

タルの恩恵が受けられるような、そうした政策、また仕組みづくりを今後よろしくお願いをいたします。

次に、ポイントの運用について伺います。

一般的に自治体のポイント制度では、たまったポイントの取扱いや、有効期限の有無が制度の成果や財政的な持続可能性に大きな影響を与えるとされております。

そこでお尋ねをいたします。本市が導入する別府マイルには有効期限を設ける考えはあるのでしょうか。また、その理由についてお伺いします。

○企画戦略部次長（佐藤浩司）　お答えいたします。

別府マイルに有効期限を設ける理由は、まず法的な要請によるものです。有効期限のない金銭的価値を持つポイントは､資金決済法上の前払式支払手段に該当するリスクがあり、また、景品表示法上の経済的利益の提供規制にも抵触する可能性があります。有効期限を設けることで、別府マイルを活動奨励ポイントとして適正に位置づけます。

あわせて、未使用のマイルの累積による財政負担を防ぎ、地域活動への参加、市内の消費、地域経済の還流というサイクルを促進する効果もあります。有効期限は法的要請と制度の持続可能性、双方を担保する制度的な根幹と位置づけております。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。

それでは最後に、本事業の持続可能性について伺います。

私は、このデジタル地域通貨という制度が成功するかどうかは、ポイントの魅力もさることながら、毎年の運営コストをいかに適正にコントロールできるかにあると考えています。幾ら市民参加を促すすばらしい仕組みであっても、財政負担が膨らみ続ければ、制度を長く維持することはできません。

そこで５年先、10 年先の将来を見据えて、どのようにランニングコストを低く抑えながら、この制度を安心・安定して運営をしていくのか、そのお考えを伺います。

○企画戦略部次長（佐藤浩司）　お答えいたします。

本事業の長期運営に向け、３点申し上げます。

まず、窓口手続や申請業務をアプリ上で完結できる環境を整備し、行政コストの縮減と市民の利便性向上を同時に実現します。これが本事業の本質的な行政価値です。

次に、決済基盤はＰａｙＰａｙを活用することで、地域通貨などの独自システムの構築や保守運営費用を抑制します。さらに、ポイントの付与量、利用率、経済負担を定期的に検証し、必要に応じて制度を機動的に見直してまいります。市民の利便性向上と、市内消費の活性化を持続的に生み出しながら、財政健全性を保ち続ける制度として育ててまいります。

○６番（重松康宏）　ありがとうございます。このデジタル地域通貨の導入は、本市のＤＸを推進し、また地域経済を活性させる上で、非常に大きな可能性を秘めた取組であると期待をしております。

しかし、同時に高齢者をはじめとしたデジタルに不慣れな方々を取り残さない丁寧なサポート体制の構築、そして５年、10 年先を見据えた財政負担の抑制、これらの本質的な課題をクリアしなければ、真の成功、また事業の持続はあり得ません。市民の皆さんがその恩恵を実感でき、そして別府のまちが豊かになるよう、本日御答弁いただいた内容を確実に行っていただくことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

それでは、本日最後の質問になります。有機フッ素化合物ＰＦＡＳに対する水質管理について伺ってまいります。

まず初めに、市民の命と健康に直結をします安定した、安心・安全な水を 24 時間 365 日安定的に供給をしていただいております水道局の皆様、いつも本当にありがとうございます。皆様の徹底した水質管理のおかげで、毎日私たちはおいしい水を飲むことができて

おります。重ねて御礼を申し上げます。
　さて、近年全国的にＰＦＡＳと呼ばれる有機フッ素化合物による水質汚染がニュースとなり、ある地域では過去に基準値の何と1,000倍を超える数値が検出されるなど、ＰＦＡＳに対する関心が高まっております。
　そこで、まずはこのＰＦＡＳとはどのようなものか、概要について伺ってまいります。お伺いをいたします。
○上下水道局水道整備課参事（本田善之）　お答えします。
　ＰＦＡＳは熱や薬品に対して極めて安定しており、水や油を弾く性質を有している化学物質であります。このため､防水や汚れを防ぐための用途で広く使用されてまいりました。具体的には、フッ素樹脂製品、防水性のある衣料品、半導体製造工程などの原料として幅広い用途で使用されてきましたが、環境中で分解されにくいといった特性も有していることも指摘されております。
　ＰＦＡＳは有機フッ素化合物の総称のことを言い、約１万種類以上の化学物質が存在しております。その中でも特に使用されてきたものとして､ＰＦＯＳとＰＦＯＡがあります。現時点では健康被害等の科学的知見が十分に確立しているとは言えない状況でありますが、この分解されにくい化合物の特性による影響等から、法改正があり、現在は製造や使用は禁止されております。
○６番（重松康宏）　詳しい御説明ありがとうございます。
　これまで国はこの水道水におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの水質検査について、いわゆる努力義務としてまいりましたが、本年４月からは定期的な検査を行う義務へと格上げがされました。本市においても、この新しく始まった法的義務に対して確実かつ迅速に対応していく必要があります。
　そこで、本市として今年度どのようなスケジュールで検査を行っていくのか、その実施計画について伺います。
○上下水道局水道整備課参事（本田善之）　お答えします。
　令和５年10月に、厚生労働省から水源等の取水地点より上流にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを排出する可能性のある工場等がない場合であっても、水質検査を実施することの事務連絡を受け、本市におきましても臨時の水質検査を実施いたしました。
　本市の検査実施状況につきましては、令和６年１月から２月及び令和７年７月から９月にかけて水質検査を実施いたしました。検査の結果はいずれも検出されませんでした。令和８年４月１日よりＰＦＯＳとＰＦＯＡが水道水の水質基準項目に追加され、義務化されました。令和８年度からは３か月に１回、年４回の水質検査を実施いたします。
○６番（重松康宏）　ありがとうございます。今年度の具体的な検査計画について御答弁いただきました。３か月に１回、年４回の検査費用をしっかりと計上し、確実に実施をしていくとのことで安心をいたしました。
　また、本年４月の義務化以前から、本市では自主的な検査を何度も重ねてこられたということで、市民の安全・安心のためにとの水道局の皆様の姿勢に深く敬意を表します。しかも、その全ての検査において、いずれも検出をされなかったという結果は、本市の水道水の安全性を証明するすばらしい実績であります。
　そこでお伺いします。これだけ安心できる結果が出ているにもかかわらず、こうした事実が市民の皆さんにどれだけ届いているかという点が気になります。ＰＦＡＳという言葉だけがニュース等で先行し、何となく不安を感じている市民の方も少なくないと思います。そうした不安を解消するためには、今後行う年４回の検査結果を市民の皆さんにしっかりと、また分かりやすく伝えていくことが重要だと考えます。これまでどのような方法で周知を行ってきたのか、また今後どのように分かりやすく発信していくのか、御答弁く

ださい。
○上下水道局水道整備課参事（本田善之）　お答えいたします。
　水質検査の結果につきましては、別府市上下水道局ホームページの水質についての欄に掲載しております。令和８年度以降につきましても、引き続き掲載してまいります。
　また、６月１日から７日で実施いたしました第67回水道週間におきまして、パネル展示を行い、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡにつきまして問題ないことを市民の皆様に周知いたしました。今後とも、年２回発行しています広報紙、上下水道とくらしなどを活用し、水道水の安全性について広報啓発活動に努めてまいります。
○６番（重松康宏）　ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。
　最後に、不測の事態への対応について伺います。
　現在、適切な検査を行っており、安全は守られていますが、自然災害やまた予期せぬ事故など何が起こるか分からないのが、危機管理の難しさであります。今後万が一不測の事態が起こった場合の対応については、どのように行っていくのか、御答弁ください。
○上下水道局水道整備課参事（本田善之）　お答えいたします。
　水道水において水質基準値を超過し、またはそのおそれが判明した場合の対応方法や、水道事業者が講ずべき具体的な行動手順につきましては、令和８年３月に国土交通省から公表されました水道事業者等によるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ対応マニュアルに示されております。
　仮に、本市の水道水で不測の事態が生じた場合には、このマニュアルに示されているように、速やかに住民への情報提供を行うとともに、関係機関へ状況報告や給水活動等の協力要請を行い、国土交通省をはじめ、大分県環境保全課や日本水道協会、本市の関係する部局などと連携してまいります。
○６番（重松康宏）　ありがとうございます。今後もＰＦＡＳに対する正しい情報の発信に努めるとともに、定期的な検査を通じて、引き続き安心・安全な水道水の供給に万全を期していただくようお願いを申し上げまして、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。
○25番（泉　武弘）　今回で人工知能の問題、また依存症の問題について、４回目の質問になります。
　市長、教育長、これをちょっと御覧になってください。４月の24日の新聞報道ですが、ＳＮＳ病的使用、10代７％の疑い。これも大変深刻な事態なんですね。病的使用は７％、これがなぜ深刻かと言いますと、幼い子どもがこのようなスマホ、ＳＮＳを使用するということは前頭葉、前頭葉というのは、物事について筋道を立てて考える力、結論を導きながら判断する力、感情をコントロールする力、計画を実行する力、運動などで筋肉に指令を出す力、人間らしい理性や社会性を保つため、最も重要な役割を担っているのが前頭葉です。若い子どもたちがスマホ、ＳＮＳに依存するというのは、前頭葉に大きな力が影響が出る、悪影響を及ぼす、このように言われています。
　今回、私がこの議論する根拠となる資料がここにあります。この資料をちょっと紹介しますと、ジョナサン・ハイトさんという方が「不安の世代－スマホ・ＳＮＳが子どもと若者の心を蝕む理由」、ニューヨーク・タイムズベストセラー１位、全世界累計250万部突破、これは別府の市立図書館にも実はあります。
　10代の鬱、自殺が世界中で急増、スマホ、ＳＮＳの間に因果関係はあるのか。さらに、2010年台初頭、10代の心の健康は世界的に悪化。なぜ2010年の初頭というかといいますと、ガラケーからスマホに移行した時代なんですね。Ｚ世代、いわゆる16歳から36歳までの間の子どもたちを指してます。生活がスマホに支配された初めての世代、今言いましたＺ世代ですね。スマホもＳＮＳも人を依存させるように強力に進化、いわゆるスマホも、

全てアテンション、注意をこちらに向けるようにもうそのまま仕組んでるわけですね。それに若い人たちが乗っかってみてるということなんです。

ＳＮＳが関係性いじめの温床になっている。学校等でスマホなどの使ったいじめというのはキモいとか死ねとか、こういう文字が躍ってることはもう昨今承知のとおりだと思います。女の子はＳＮＳの害に脆弱、自傷・自殺の増加も顕著になっている。男子はゲームとポルノに依存、現実世界から逃避。笑うに笑えないような実例をここに書いてます。

あえて読ませていただきますけども、「このポルノに関して、私が初めてポルノを見たのは 10 歳の頃、サイトを偶然見つけて、気になったのでよく見ると、年齢確認もなく、ＩＤも必要なく、私が 18 歳以上かどうかの確認もありませんでした。難なく見つけられるそのサイトは、同じ年頃の、年頃の男たちの通過儀礼のような存在になっていました。そのとき私の母親はどこにいたかって、私に独自の９種類の果物と野菜を食べさせようと、隣の部屋で献立を考えていました。ヘリコプターペアレント、いわゆる自分の子どもの周りを絶えず回る親のことを言ってるようですが、呼ぶにふさわしいぐらい注意深い母ですが、私は友人たちと同じくインターネットでポルノサイトを見ていました。」こういうふうに、実例として報告しています。

ハードポルノを見た子どもたちが、女性に対して異常な性愛を示す、また、性に対して無関心になっていく、こういうふうな事例として多く散見されます。やはりこの中で、今、子どもたちの依存症について実効ある対策をしなければ大変なことになる。なぜかといいますと、先ほど言いましたように、若い世代ほど依存症が増えているという事実があります。

市長、教育長、執行部の皆さん、ぜひとも聞いてください。実は最近、そうですね、３か月近く前になりますが、大変ショッキングな場面を見ました。市役所から実相寺線を帰ってましたら、ちょうど光の園団地の下側で、おばあちゃんらしき人が歩いてる、二、三歳の子どものリュック、背負ってるリュックサックみたいなのを捕まえてるんですね。何で捕まえてるんだろうかと思ったら、たまたま実相寺線の角で車が止まった。子どものリュックサックを持って、子どもがスマホをしながら歩いてるから、事故にならないように、おばあちゃんがリュックサックを持ってる。

さらに、過日、３人兄弟だと思われる子どもが歩いてたんですね。ほいで、一番小さい子どもがスマホを見ながら歩いてた。ほいで、運悪く横断の信号が変わってそこを渡りかけたら、一番小さい子どもがスマホをしながらゆっくり歩いた。お姉ちゃんらしき人が、急いで来て引っ張って行ったと。

これが教育長、現実なんです。先日、市政だより配布で、つい１週間ぐらい前ですか、浜田町を配布してました。浜田町のお寺の近くの新興団地の４階階段ある上、上のほうで、２人の子どもがスマホやってるんです。何やってんのって言ったらゲームやってる、楽しいのって言ったら、楽しいって言うんですよ。どのくらいやるのって言ったら、時間がある限りやると、こういうんですね。これが子どもの姿と同時に、スマホをやっちゃいけないよという親も、スマホをやる世代が増えているという事実がある。これも本当に深刻な私、事態だと思います。

先ほど教育長、この問題について、大変深刻に受け止めていると言いましたね。まさに私はそのとおりだと思います。今深刻に受け止めなければ、深刻に受け止める時期がありません。

そこで、具体的に質問します。インターネットやスマホについて 2025 年、大分県が行った調査によると、小中高校生の調査では、中学生の３割、高校生の過半数がネットに依存していると回答しています。自分専用のスマートフォンを持つ割合は、中学生が８割を超え、高校生はほぼ全員が持っているという調査結果が出ています。この問題点は、利用時

間の増加に伴い、知らない人から迷惑メールが届く、ＳＮＳ上で嫌な思いをしたや、悪口や仲間外れなどのトラブルが後を絶たない。子どもの性被害は増加する一方で、2025年には不同意わいせつの性被害は18歳未満が1,566人のうち、小学生は過去最多で167人で、10年間でほぼ４倍に増えてます。

最初にお断りしておきます。何も議員の質問と執行部の考えが一致する必要は全くありません。意見の違いがあるから、議会が議論をする価値があるわけです。ただ、私は今日この「不安の世代」を根拠にして質問しますので、もし私の意見と違うときは、根拠となるものを示して反論や意見を述べていただきたいと思います。

そこで、今述べました10代の子どもたちの依存症の問題、これについて教育委員会はどのように認識し、認識し分析しているのか、まずこれから答弁してください。

（議長交代、議長小野正明、議長席に着く）

○学校教育課長（田中　修）　お答えいたします。

小学校５年及び中学校２年生の児童生徒を対象とした、令和７年度大分県学力定着状況調査における児童生徒質問調査では、「１日当たり３時間以上テレビや動画、インターネットやゲームをする」と回答した児童生徒が小学校では38.2％、中学校では50.4％となっておりました。また、「頻繁にスマートフォンや携帯電話などでメールやＳＮＳでのやり取りをする」と回答した児童生徒が小学校では14.3％、中学校では51.6％となっておりました。

市教育委員会としましては、中学生を中心にスマートフォン等の利用頻度が高く、中には依存傾向が見られる児童生徒が含まれているのではないかと認識しております。

○25番（泉　武弘）　私も今、答弁した課長もＳＮＳという表現をしました。ところが、65歳以上が３万8,000人いる市民の中で、ＳＮＳという言葉をどのくらい理解しているだろうかという懸念を持たざるを得ません。

そこで、ＳＮＳというのはどういうことかということについて説明して、次の質問に移りたいと思います。

ＳＮＳというのは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスですね。インターネット上で家族・友人や共通の趣味を持つ人たちとつながり、交流ができるサービスで、情報発信、文書・写真・動画などを投稿できる制度をＳＮＳと呼んでます。

そこで次の質問に入りますが、先ほど来事例を示して、大変深刻だ、いうことを指摘しました。過ぐる議会、教育長覚えておられますか。アメリカの公衆衛生局の主席として、この依存症については保護者だけの問題ではないんだ、地域社会、行政、さらには政治家も含めて解決しなければいけない問題だというふうに指摘をされてて、説明しましたよね。私はまさにそのとおりだと思ってるんです。何も保護者だけの問題とか、教育関係者の問題とか、そういう次元で物事を見てません。やはり、この問題は子どもに与える影響が大きいから、社会全体として考えていかなきゃいけない、こういう思いを持ってるんですね。

そこでお聞きします。教育委員会としては、この依存症対策を具体的にどう進めようとしているんですか。分かりやすく説明してください。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

総務省が示しておりますネット依存の定義では、ＳＮＳ依存について、ＳＮＳに夢中になり過ぎて日常生活に支障が出る状態とされております。児童生徒の登校意欲が低下する要因の一つになっていること等、本市においても大変危惧しているところです。しかしながら、現代社会においてデジタルツールとの遮断は困難であり、大切なのはデジタルツールとの共存であるというふうに考えております。大人も子どもも主体者としてともにルールを話し合い、適切かつ有意義に活用できるよう働きかけているところでございます。

○25番（泉　武弘）　議長、実は写真を、ぜひとも執行部の皆さん、議員の皆さん、そして

このテレビを御覧になっている皆さんに、川崎市子ども夢パークの写真をぜひとも見ていただきたいと思いますので、許可していただきたい。

○議長（小野正明）　許可いたします。

○25番（泉　武弘）　まず、写真１を見ていただけますでしょうか。議員の皆さんも、ごめんなさい、この写真を見ていただきたいんですが、この絵の特徴は、一番左上の写真、その下の写真、見てください。普通の公園とは全く違います。土がむき出しになってます。いわゆる泥に遊びながら自然を覚えるということになっている。右側はウオータースライダーみたいな、上から滑っていきますと水の中に落ち込む。その下は野菜を育てるという写真になってます。

２ページ目をお願いします。

２ページ目にしても、一番上の写真にしても土がもうむき出しです。２番目は、かまどに手をかざしている子どもが見えます。こういうふうに、この川崎市の子ども夢パークというのは、自然の中で子どもが自ら遊ぶということを基本に考えてます。この川崎市の夢パークのさわりを読んでみますと、こうなってます。当たり前のことだけど、子どもたち一人一人が大事にされなければならない。それを実現するため、川崎の子ども、子どもと大人が一緒に考え、たくさん話合いをして、川崎市子どもの権利に関する条例をつくりました。夢パークは2003年７月に川崎市がこの条例を基につくった施設であり、川崎市が決めた、子どもについての約束を実現する場でありますというふうに書いてある。

夢パークは、子どものこんな居場所です。ありのままの自分でいられる場所、多様に育ち、学ぶ子どもの居場所、自分の責任で自由に遊ぶ場、つくり続けていく場、子どもたちが動かしていける場、このように結んでます。今までの子どもの広場、公園から見ると、かなり異質なように見えますけども、年間７万人近くが利用してます。特徴は、この施設の利用は無料です。整備費に約７億円かけてますけども、子どもたちが自然と触れ合うということを、川崎市はことのほか重要視してます。

そこで、教育委員会にお尋ねします。スマホ依存、ＳＮＳ依存の対策として、自然と触れ合うということは極めて効果があるというふうにこの本では解説してますが、教育委員会はどのような見解を持ってますか、説明してください。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

自然と接する体験は、子どものＳＮＳ依存症傾向を緩和・解決する上で非常に大きな効果をもたらすものであり、五感をフルに活用して、目の前にある現実世界の美しさや思いどおりにならない自然を相手にする面白さを体感させることは、非常に重要なことであると考えております。

市教育委員会といたしましても、学校・家庭・地域が一体となり、子どもがデジタルとリアルのバランスを保てるよう、自然体験を含めた教育活動の充実に向け支援してまいりたいと考えております。

○25番（泉　武弘）　市長、これは具体的に今日は提案をさせていただきますけれども、コンチネンタルホテルがありますね、コンチネンタル。あれから100メートルぐらい十文字原のほうに行きますと、道路が北鉄輪を経て柴石に抜ける散策道がありますね、散策道がある。あれに並行して、市有地約６万5,000坪が市有地として、遊休市有地として実はあるんですね。私も全く知らなかったんですが、そこが市有地と知ってから、五、六回も中に入ってみました。

ここの一番すばらしいのは、自然林そのものだということなんです。ほいで適度な起伏があるんですね。また、道路から実相寺、ごめんなさい、十文字原側にはかなりのえぐれた谷がある。これほど恵まれた地があるだろうかな、子どもたちが自然と遊ぶ地として、これほど恵まれた自然林というのは、なかなか探してもないんだろうかと思うんです。先

ほど私は、子どもの依存症の実態、そして教育委員会に自然と触れ合うことの大切さというのについて議論しましたので、市長、お聞きになったと思うんですが、私はこの地を活用して、本当の別府市は、この子どもの依存症対策、または子どもの十分に遊べる場として、市有地の有効活用を図っているというふうにするために、これを何とか子どもの広場、また子どもだけには関わりません。高齢者が行っても一日中遊べるように、こういう場として整備する必要はあるというふうに私は考えるんですが、市長はこの問題についてのどのような見解を持っているか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（長野恭紘）　お答えします。

子どものデジタル依存に関しては、私も個人的にはもう議員と全く同じで、子どもはもはや我々が使い方を教えなくても、ＡＩ等の活用なんかを見ても、それはもう当然に私たちよりも彼ら、子どもたちのほうが使い方も分かっているので、むしろこれからは使い方を我々が教えるとかそういうことではなくて、できるだけ必要ないときにはデジタルデトックスといいますか、デジタル、いわゆるタブレットをはじめそういうデジタルから離れるということをどういうふうに具体的にしっかり体制構築していくかということのほうが、むしろ大事になってきてるんじゃないかなと。進んでいる国においては、もう子どもたち、15歳とかそれぐらいだったと思いますけれども、もう基本的にはスマホを使うことを禁じるというような、そういった国も出てきているぐらいですから、そういったことまではできないにしても、国や自治体においてはやはりしっかりとした具体的な対策をどういうふうにつくっていくかというようなことも考えていかなくちゃいけない。

これ総合教育会議、私議長ですので、総合教育会議等で教育委員さんとともに、しっかりこのことについては考えていきたいというふうに思いますし、また自然との触れ合い、自然体験というのは本当に子どもたちにとって今一番不足していますし、デジタル依存から一つ脱却させるための一つ有効な対策ではあるというふうに思います。

具体的に土地までお示しをいただきました。あそこの土地に関しては、将来的に研究していかなければいけませんが、ものとしてはすごく、議員のお考えとしては、すごく私も賛成するところがございます。今後ああいった、おじかの今後の活用、おじかの機能の在り方というのをどういうふうに考えていくかということも考えていかなければいけませんし、子どもたちができる限りああいった自然体験が日常的にできる範囲に、いつでも行けるような距離にそういうことを構えていくというのは、今後重要なことだというふうに思いますので。今、実相寺のインクルーシブ広場の整備やっておりますので、並行しながら今後研究をしていきたいというふうに思います。

○25番（泉　武弘）　子どもに優しいという言葉がありますけど、それを市長は実行してるんですね。実相寺のインクルーシブ、いわゆる障がいのある子どももない子どもも一緒に遊べるという広場5,400坪、８月に着工なんですね。これ関係者、もう待ち望んでるんですね。本当早くしてほしい。

そこと同時に、自然の中で本当に泥まみれになり、もうけがをし、いろんなことを学ぶから、子どもたちはそういう危険性を自分で除去できるんです。市長ね、この文で面白いのは、スマホは人が媒体しない、言葉が媒体なんですね。一方的に文書を送ったり動画を送ったりする。ところが、テニスとか卓球というのは、ボールを打てば向こうから返ってくる。これが人間社会で極めて大事なことなんですね。いわゆる、だから会話がある、体験がある。泥の中で遊ぶ、先日民放のテレビでやってました。今までは田んぼでバレーボールをやることが主流になってましたら、田んぼでラグビーやってましたよね。やはり一種の快感があるんでしょうね。そういう時代、やっぱり自然と触れ合うということの大切さというのは私ももう本当に実感しました。市長も非常に前向きな答弁いただいて感謝してますけど、ぜひとも少年自然の家の解体が今年度から始まるようですが、そこで有効再利

用できる器具等もかなりあるようですから、これらの再利用という道も開けてくるんじゃないかなという気もしてなりません。ぜひとも実現に向けて､渾身の努力をしていきたい、していただきたい。これだけお願いしておきます。

そこで、公園緑地課の課長にお尋ねしますが、このような子どもたちの遊び広場整備に対して、これまで補助等の実例があれば報告してください。

○公園緑地課長（久保田仁） お答えいたします。

県の事業につきましては、大分県が所管する施設の再整備事業として、内閣府の地方創生交付金を活用して、コテージ増設、屋内遊具新設、キャンプ施設増設、屋外遊具改修を行った事例がございます。

○25番（泉　武弘） 今の田園都市構想のさらに発展した、いわゆる補助金体制だと思うんですね。こういう制度融資、制度補助というものとは別に、財源論議は今日の一番最後にさせていただきますけれども、ぜひともその有効活用、また新しい補助交付の制度等をさらに公園緑地課長、検索していただいて、もし自然の森の活用に補助交付が使えるようになれば大変うれしいと思いますので、さらに調査をしていただきたい、このことをお願いしておきます。

そこで市長ね、私はこう思うんです。県下14市、全国の市町村が子育ての費用の補助、学校給食の補助とか、こういうものはもうほとんどがやってるんですね。多寡の違いはあります、多寡の違いはあるけども、ほとんどがやってる。そのことが私、効果ないなんか言ってるんじゃない。それも大切なんです。ただ、やっぱりそのまちの持つ子育て環境の整備は、そのまち独特のものでなければいけないと、私はこう思ってるんですね。

今、別府市に保育園児、認可、認可外含めて2,500名います。この子どもたちが、別府市は、もう市長、別府公園、さらに南立石、地獄地帯公園、どこに出しても恥ずかしくないような立派な公園がいっぱいあるんです。ここで、この子どもたちが一日中遊べるような行政の支援ができないだろうかなと思うんです。

と、かてて加えて、先ほど言った依存症はだんだん低年齢化している中で、子どもの健全育成､また躍動の場として､公園で子どもが遊べるような方法ができないだろうかと思ってます。まず、それについて、担当課から答弁を求めます。

○子育て支援課長（岩男涼子） お答えいたします。

令和８年６月に市内の保育所、認定こども園、認可外保育施設に対し、現在の公園利用状況について聞き取り調査を実施いたしました。全49施設のうち、44施設から回答を得ることができました。そのうち、日常的に散歩等で近隣の公園を利用している保育所は26園、自然体験や親子遠足等行事の際に、近隣や大きな公園を利用する保育所等が12園、園庭がある、公園が近くにない、児童数が少ないなどの理由で公園をほぼ利用しない保育所等が６園ございました。

○25番（泉　武弘） 緑丘小学校の横が実相寺中央公園ですね、南立石小学校の横が南立石公園なんです。なぜここらがもうちょっと、学校を離れて、これだけ立派な公園で子どもを遊ばせることをしないんだろうかと思うのは私だけでしょうか。

それには一つ市長ね、理由があると思うんです。そこに子どもをどう連れていくのかというのが一つあります。そして連れていったときの安全管理をどうするんだろうかというのがあります。それから、中の施設ですね、子ども用のトイレが少ないとかいうこともありますけど、私は行政がこのような、保育園児、幼稚園児も含めて、こういう子どもが公園の中でのびのびと遊べるような支援を、行政がバスで送迎するとか安全管理対策を支援するとかして、するのが別府市独自の特色ある教育、ごめんなさい、子どもの育成支援になるんじゃないかと私は思ってますけど、市長はどういうお考えでしょうか。

○市長（長野恭紘） お答えいたします。

保育所等で非常に近隣に公園があるところは、日常的にその公園で遊ぶということは私も目にするところはありますけれども、問題は近くに公園がない、特に大きい公園が点在をしてバランスよく配置をされているがゆえに、なかなか近くの大きな公園を利用できないというような、場所によってのそれぞれのアンバランスがあるんだろうというようなことは思っております。

別府の宝というのは、住んでいてもなかなかこれは実感できないのかもしれませんが、外から来る人たちが一番驚くのは別府公園のすごさ、加えて南立石や石垣にも、地獄地帯公園もありますが、とにかくこの別府市の公園のすばらしさには本当に皆さん方びっくりされます。これを活用して、地域資源ですから、地域資源を活用してそれぞれ、それぞれの地域の特色を生かした教育活動をするというのは、もちろんこれは大事なことであります。

地理的に不利なところにいる子どもたちに不利益をもたらさないという意味においては、別府市が何らかの支援をしていく中で、そういったバランスよく皆さんに公園を利用していただくとか自然体験をしてもらうとか、そういったことができるような制度というのは今後検討がされてもいいのではないかなというふうに思ってます。

○25番（泉　武弘）　全く同感です。

今の市長の答弁を踏まえて、子どもを公園で遊ばせる官民連絡協議会でも検討委員会でもいいんですが、私は実現に向けて検討すべき時期に来ていると思いますが、担当部長、答弁してください。

○こども部長（宇都宮尚代）　お答えいたします。

バスを利用する際や、公園を利用する際の園児の安全確保や人員配置など、園の体制も含め、保育施設関係者をはじめ、各関係機関との協議を行うなど、研究を行ってまいりたいと存じます。

○25番（泉　武弘）　ぜひともいろいろな関係者から聞き取りをして、実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

もう一つの今日の課題は、市長、インターナショナルスクール設置について、市長はどのようなお考えを持っているかということをお聞きしたいと思います。

大分市には既にインターナショナルスクールがあるんですね。私も実はびっくりしたんですが、これは、栃木県佐野市にある佐野インターナショナルスクールの姉妹校なんです。ほんで、この中で私が一番そうだと思った部分はここなんです。国際的なカリキュラムを学ぶことで、日本の地方都市にいながら、グローバルな視野を持った次世代のリーダーを育成することが当校のミッションとなります。私もそのとおり、実は考えてるんですね。

これ、間違ってたら市長、取り消して、否定してください。市長は前の広瀬知事時代に、インターナショナルスクールについて意見交換、またいろんなアイデアを出し合ったというようなことを仄聞してますけど、もしそれが事実だったらどういう意見交換があったのか、差し支えなかったらこの場で説明してください。

○市長（長野恭紘）　お答えいたします。

実は、このインターナショナルスクールに関しては、私が今から11年前の市長選挙のときの一つの公約でありました。現実的には、やはりインターナショナルスクールを設置するとなると、市単独ということになれば、土地から建物から教師を招聘するとか運営とかということで、大変にこれは別府市単独では無理だということで、県や県内の大学等との連携、あるいは県外の大学との連携によって、これを別府市に実現をしたいというような話を前の知事さんともまた、今の知事さんは大分市長さんですから、大分市長時代からもそういう現知事との話もしておりまして、断続的にそういう話は会うたびに、いろいろなトップ同士の話の中で、これできたらいいよねというような話は、前の知事とも今の知

事もしております、今でも実はしております。

事業者の皆さん方、大学関係者と言うべきでしょうか、からは、以前よりも随分前向きなお答えが出るようになってきたなというふうな感覚は持っておりますけれども、いずれにしても市として単独ではなくて、市が何らかの形で協力をする形で、このインターナショナルスクールを誘致をする、招聘するということで、最終的に移住政策やそこに、土地に住み着くということを一つの大きな目的の中に、私はもうこれは究極的には教育だというふうに思っておりますので、今でもそういう学校の招聘誘致に関しては、話合いを続けているところでもあるというところでございます。

○25番（泉　武弘）　これ、都市の魅力としてインターナショナルスクールが別府市にある、いうことはいわゆる国際都市としての価値観としても全く違うんですね。ぜひとも市長が前に進めていただけるとうれしいなという思いを持ってます。しかし、市長、今私、ＡＰＵの学生のインターンシップを実は持ってるんです。もう延べで30名超えたと思うんです。その中で、タイのインターナショナルスクールを卒業した方に、このインターナショナルスクールの問題を相談したんです。そしたら彼が、別府市におけるインターナショナルスクール新設誘致に関する施策の説明資料というのを、実はつくっていただいた。教育委員会の皆さん方には、こういう問題点がありますよというのを皆さん方に来ていただいて説明をさせてもらいました。そのときの内容をちょっと読んでみます。問題点等も随分あります。

本計画の目的と別府市誘致のポテンシャル。本計画は、世界に誇れる国際観光都市別府が持つ独自のグローバル資産及び財政的アドバンテージを最大活用し、地域経済の活性化、定住促進、そして地方創生の強力なカードとしてインターナショナルスクールを新設誘致することを目的とするという、まず目的が変わってます。別府市が有する４つの圧倒的な優位性、いわゆるインターナショナルスクールを有することの圧倒的な優位が別府市にあるんですよというのを、４つ並べてられてます。

立命館アジア太平洋大学の教育エコシステム、100か国以上から集まる教員・研究者・留学生が居住しており、質の高い多言語人材を、教授、教員補助等として集められる、集められ、巻き込める環境がある。それに加えて新たな雇用創出のきっかけになる、これ１点目です。

それから２点目に、公私協力方式の成功体験、かつてＡＰＵを誘致した際の県市一体となった土地提供や各種財政支援のノウハウ、ＤＮＡが行政や議会に共有されている。ほかにも、当時つくり上げた人脈を、をも活用できる大きな利点がある。これが２点目です。

３点目に、独自の強力な財政基盤、それは競輪などの公益事業収益を活用した一般財源スキームを視野に入れることで、他自治体に比べ初期投資や箱物整備における資金面の懸念が極めて低い。それが３点目。

それで４点目に、市長が進めている温泉ウェルネスとの関係について、こう書いてます。温泉ウェルネスの国際ブランド、単なる語学教育にとどまらず、心身の健康や日本文化、サスティナビリティーを学ぶ独自の研究型教育の環境が完成している。特に別府市は豊かな自然、温泉文化など、アウトドア教育にも高い地域となっており、学校施設にはかなり適した土地となっている。このように自分での体験を元に、別府市の４つのポテンシャルを列記してます。

これはもう既に教育委員会で説明してますが、教育委員会はこの説明をどのように受け止めましたでしょうか。簡単で結構ですので説明してください。

○企画戦略部長（安部政信）　お答えいたします。

インターナショナルスクールにつきましては、受けてます。資料も持ってます。

○教育部長（佐保博士）　お答えいたします。

６月の10日にＡＰＵの方から、もろもろのこのインターナショナルスクール新設誘致に関する施策の説明、説明を受けました。確かに、今議員がおっしゃるように、４つの圧倒的優位性というところで、ＡＰＵとの関係であったり、新湯治・ウェルネスの関係、そこら辺と絡み合わせながら御説明があったところではありますけども、想定されるハードルに関しましても様々な視点から、突破策というところで提案もあったところです。

確かにこのお話を聞きまして、教育委員会としましては、またインターナショナルの必要性といいますか、そこら辺について改めて考えさせるところも、考えさせられるところもありましたし、今後のいろんな面で議員さんが今誘致というところのお話をされていますけれども、何らかの検証というか、そういうふうなお話を慎重に対応していきたいというふうに考えております。

○25番（泉　武弘）　部長、それは違うんじゃないですか。市長は、これは公約だったと、こう言ってるんでしょう。それほど市長は、このことに専心して重要だと言っている。今後検討するじゃないんじゃないですか。

教育長、どうですか。

○教育長（寺岡悌二）　お答えいたします。

ＡＰＵの方の説明には、私参加はできてなかったんですけれども、国際的な学術機関であるインターナショナルスクールというのは、別府市の国際色豊かな別府市の強みを利用すれば、本当にこのインターナショナルスクールの設置というのは、非常に今後の大きな教育財産として期待できるものと思います。

ただ、さっき市長からも言いましたように、なかなか別府市単独では厳しいということでございますけれども、ぜひ国、県、また関係団体等の動向を注視しながら、もうできればそういう方向になればと心から考えているところでございます。

○25番（泉　武弘）　市長ね、先ほどのＡＰＵの方が次のような問題点を指摘してるんですね。想定される設置問題、ハードルとして、このような問題がある。公地・公社の自己所有原則の壁、これいわゆる自己所有しなきゃいけないということですね。それから、学校教育における就学義務の壁。それから３点目に、ＡＰＵ学生をＴＡ採用する際の入管法の壁。それから４点目に、公有財産対応における公益性証明の壁。それから５番目に、教員確保と大分県の私立学校設置基準との壁。ここまで実は分析してるんです。

よくここまで考えていただいたなと、僕は今さらながら彼が優秀な人だなというのを、実は今さらびっくりしてる。彼はタイに10年、ベトナムに３年、お父さんの関係で行ってるんですね。そういう関係で､いわゆるインターナショナルスクールに行ったそうです。ほんでその中で、非常に僕が興味を引いたのは、セントアンドリュースというゴルフ場がイギリスにありますね。あの学校の系列に入ったものもあれば、ニュージーランドのラグビーの関係に入ったのとか、いろいろなものがあるそうです。市長は県知事とも協議していると、先ほど言及しましたけど、もう絶対欠かせないのは、県との協力関係取り付けるということですね。それと、ほかの市町村ともできれば協力し合う。こういうことを進めることによって、この実現が早まっていくんじゃないかという、私は期待を持ってるんですね。

これ市長ね、都市機能として、別府市に国際性豊かな学校ができる、いうことは、都市の価値を大いに向上させることができる｡群馬県に英語学校というのが全寮制であります。ただ私はネットで見ただけですが、申込者が多くて実は入れないというようなことなんですね。今後、別府市が進めるときにじゃあ場所をどこにするのか。中学校の跡地にするのか、さらにはＡＰＵの学校に隣接したところにするのか。また市長ね、これ私しかできない着想かもしれませんが、ウェルネス拠点施設に併設することは不可能なんだろうか。むしろ企業が、こういうインターナショナルスクールを抱えるということも可能性としてゼ

ロではないんです。ということは、自分のところに働く人材育成という面もあるんですね。そういうことも全くゼロではないということなんです。そういう視野を広げていただいて、今後この問題を検討していただくことをお願いしておきます。

最後になりました。子どもを公園で遊ばせる、子どもを自然の中で遊ばせる、インターナショナルスクールを設置する。ここで問題になるのがお金なんです、財源なんです。財源がなければ前に進めないんですね。ところが、別府市では今、こう呼ばれてます。競輪事業神様という言葉があります。もう、まさにすごいと思うんですね。

そこで、競輪事業についてお尋ねします。

昭和25年、地方の都市、戦後の廃墟の中で、戦後の地方財源の確保として、公営事業法で別府競輪は開始されました。別府市では、今までどのくらいこの競輪事業のもうけから市への、市がこのもうけからお金をどのくらいもらったのか、まずそれから答弁してください。

○公営事業局副局長（大町　史）　お答えいたします。

別府競輪を開設した昭和25年から令和７年度まで76年間の繰出金の累計額は、484億9,000万円となっております。

また、長野市政が始まった平成27年度から令和７年度まで11年間の繰出金の累計額は、51億8,000万円となっております。

○25番（泉　武弘）　今やね、競輪事業の収益がなければ福祉が進まない、福祉の拡充が進まないと言ってもいいように思います。これ市報ですね、市報の４月号に競輪事業の繰出金っていいますと、市民には分かりにくいと思うんですね。競輪事業の収入から別府市がもらった金、こういうふうに説明させてもらいますが、新図書館に13億円、予防接種に約13億円、学校給食負担軽減の補助に８億9,000万円、野口原総合運動場改修などに５億6,000万円、認可外保育所助成・子ども医療・ＩＣＴ教育に４億2,000万円、別府アルゲリッチ音楽祭などの文化振興２億9,000万円、ＰＣＲ検査センターの運営２億5,000万円、高齢者住宅支援として１億8,000万円、何と52億円近くが競輪の事業収益から福祉に回っている。このことは間違いありませんか、どうですか。間違いありませんか。間違いなければ間違いないでいい。

○公営事業局副局長（大町　史）　先ほど答弁しましたように、27年度から令和７年度までの11年間の繰出金の累計額は51億8,000万円ということでございます。

○25番（泉　武弘）　管理者、そこで打合せのとき言ったじゃないですか。声を高らかに、だから別府市に貢献してますとあなたが言うって打合せしたじゃないですか。それは冗談ですが。

市長ね、市長。今から提案ですが、競輪事業収益が果たした役割というのは、もう今さら述べる必要ない、市長になって52億、52億の競輪事業収入から福祉が拡充できた。ところが、今別府市は競輪の車券販売、そしてモーターボート、モーターボートのネット販売やってます。

ここでね、市長ね、どうしても欠かすことができないのは馬券ですね、地方競馬の馬券。これを何とか別府市が取り扱うことはできないだろうか。もし私の記憶間違いでなければ、確かに１兆5,000億ぐらいが地方競馬の場外車券として今売られてるんですね。これをもし別府市が取り扱うことが可能とすれば、これから先の福祉の財源確保に、大変大きな力になる。私が先ほど申し上げた、子どもの自然との触れ合いの場、さらには公園で遊ぶこと、いろんな問題言いましたね。これを実現できるかどうかというのは、管理者、あなたなんです。

どうですか、今私が指摘しました。これらを地方競馬の、馬券のインターネット販売を検討してみていただくわけにはいきませんか。管理者、答弁してください。

○競輪事業管理者（上田　亨）　お答えいたします。

議員の御質問の趣旨は、財源の確保というところで理解しております。そこで、私たちが取り扱っている競輪事業は、一般会計繰出を通じて、教育福祉など、市の施策を支えてまいりました。地方公営企業となり、競輪投票ポータルサイト、それからオートレースの車券発売などにも取り組んでおります。

今後も総合的に事業に取り組み、一般会計繰出金の確保にこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

○25番（泉　武弘）　市長ね、市長が今日９番議員に対して、こういう説明をしましたね。担税能力を持ってる人が減少してるんですよ、だから今のままでは福祉の充実できませんよと、こう言いました。これも高齢者の人口が3万8,000人の中で、後期高齢者が前期高齢者を9,000人上回っている。それはもう医療・介護を必要とする人がどんどん増えていってるわけです。どっかで財源確保しなければ、福祉の充実ってできない。幾ら声高に福祉福祉って言っても、財源がなきゃできないんです。

今、今日はいろいろな事業について求めました。そして財源についても、ぜひともという提言をしました。今日私が指摘したことは、今後の別府市の都市機能、都市の魅力として、極めて私は重要だと思ってますので、議会の質問だけに終わらず、内部でぜひとも精査して、この問題検討していただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野正明）　お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後２時48分　散会